

2. 調査結果

2-1 豊岡・佐渡モデル分析による地域振興・経済活性化に関する検討

豊岡のコウノトリ、佐渡のトキの野生復帰に関連した既往の地域振興・経済活性化方策を把握し南関東地域での河川及び周辺地域の連携による適用可能性について検討を行った。

(1) 豊岡・コウノトリモデルの分析

豊岡市は、野生のコウノトリが最後まで生息した地であり、昭和 30 年代からコウノトリの保護活動が展開されるなど、コウノトリと人との係わりが深い地域である。平成 14 年度に旧豊岡市役所内にコウノトリ共生課が設置され、翌年、野生復帰計画が策定されたことを契機に、野生復帰プロジェクトが本格化的にスタート。プロジェクトによる地域振興・経済活性化の効果は、平成 17 年度の第 1 次試験放鳥以降に顕著に顕れている。

このため、豊岡・コウノトリモデルの地域振興・経済活性化に関する分析においては、コウノトリの野生復帰推進計画に基づき実施された方策を整理するとともに、農業、観光、商工、まちづくり等の分野について確認された効果について整理を行った。

1) 豊岡市において実施された方策

豊岡での野生復帰推進計画に基づく事業は、大きく、環境整備事業・放鳥事業・普及啓発事業の 3 本からなり、そのうち、環境整備事業・普及啓発事業において、地域振興・経済活性化に関連する方策として進められた施策は以下の通り。

表 2-1-1 豊岡市における主な実施方策

環境整備事業	【田園景観の整備】 ・電線類地中化 ・コウノトリをデザインした標識の設置 【農産物安心ブランド化の推進】 ・コウノトリと共生する安全・安心農産物のPR推進 ・コウノトリ育むお米の生産販売促進 【都市と農村の交流推進】 ・コウノトリを象徴とした観光誘致 ・市民農園の整備運営 【環境経済戦略の推進】	【イベントの開催】 ・博覧会への出展やフォーラムなどの開催 ・住民参加の環境美化活動 【情報発信】 ・リーフレット・映像などの作成・啓発 ・恒常的な情報発信 【環境教育】 ・環境教育プログラムの整備・体験活動の推進 ・地域内小学校での環境教育 ・コウノトリ野生復帰学術研究の奨励補助 ・安全・安心な食の確保の実践 【参加の啓発】 ・コウノトリファンクラブ事業の推進 ・ふるさと納税・コウノトリ基金の運営 【地場産品販売促進】 ・コウノトリ商品券の発行
--------	---	--

特に、注目される点としては、「環境経済戦略の推進」として、野生復帰プロジェクトの初期段階において、「豊岡市環境経済戦略」を策定(平成 17 年 3 月)し、地産地消、環境創造型農業、コウノトリツーリズム、環境経済型企業の集積、自然エネルギーの利用の 5 つの柱の推進により、具体的な環境と経済が共鳴の成功事例をつくり、取組を地域全体に波及させることを示している点にある。

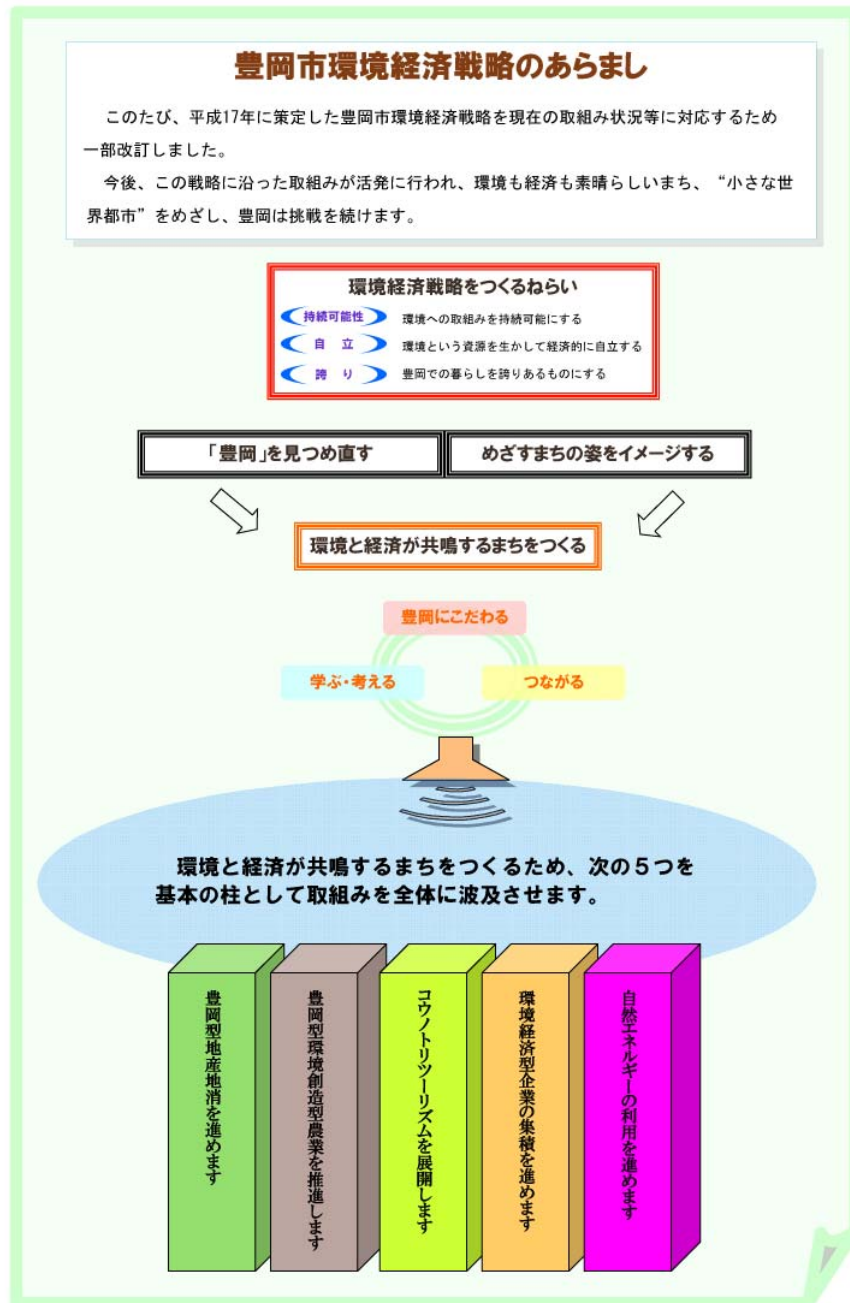


図 2-1-1 豊岡市環境経済戦略のあらまし

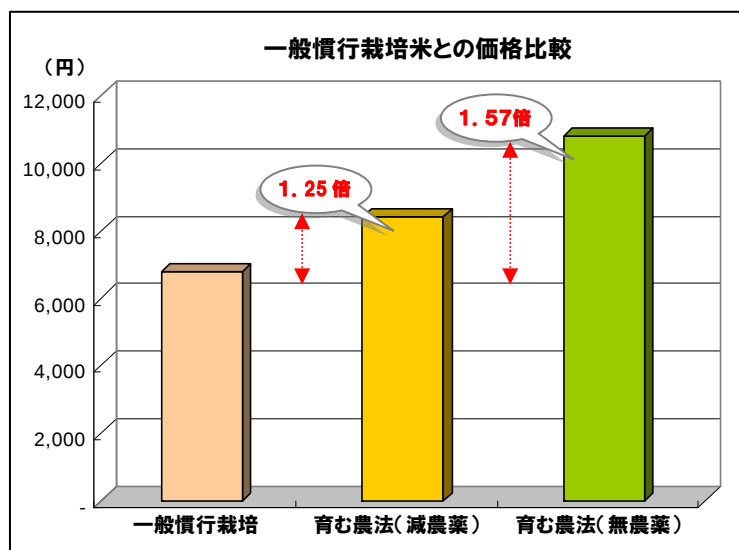
※1

2) 具体的な地域振興・経済活性化への効果

①農業

環境経済戦略の柱の一つである、「豊岡型環境創造型農業の推進」として、コウノトリの採餌環境の確保を目的に、農薬使用や水管理に配慮した「コウノトリ育む農法」が推進されており、これらの農法による農産物を、県や市による認証により、「コウノトリブランドの農産物」としてPRし、比較的高値で市場に流通している。

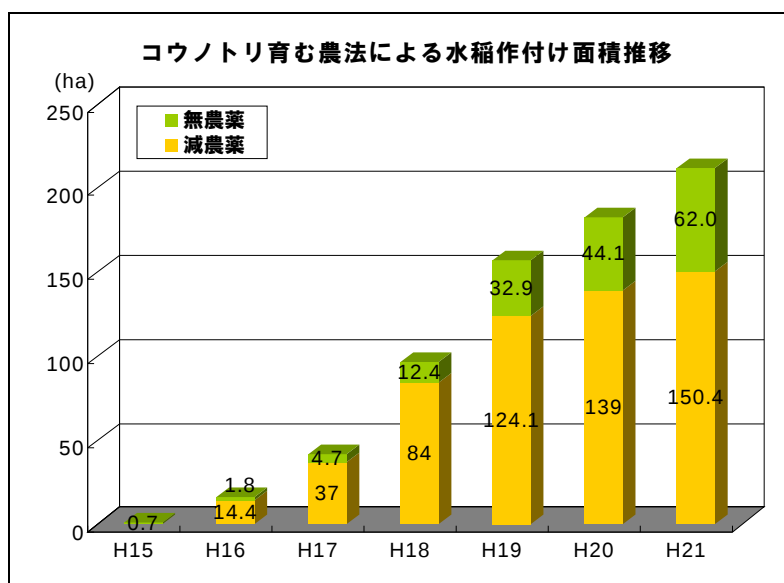
消費者は、これらのブランド農産物を購入することで、コウノトリの野生復帰プロジェクトを支援することができる仕組みとなっており、生産者は高値での流通という結果が、コウノトリ育む農法に取り組むインセンティブにもなり取組が拡大し、地域内にコウノトリの採餌環境が広がるという好循環が最も顕著に見られている。



コウノトリ育む農法による米は、慣行栽培米の価格が低迷する中、上昇傾向にあり、慣行栽培米と比較し、1.25 倍(減農薬)、1.57 倍(無農薬)の高値で取引され、農家の収入の向上にも効果が出ている。

※2

図 2-1-2 コウノトリ育む農法による米価の比較



平成 17 年度の第1次試験放鳥以降、コウノトリ育む農法に取り組む水田面積は飛躍的に増加。特に、高値で流通する無農薬による作付け面積は平成 17 年度の作付け面積から 13 倍に増え、コウノトリ育む農法全体の中に占める割合も、当初の 1 割未満から 3 割にまで伸びている。

※2

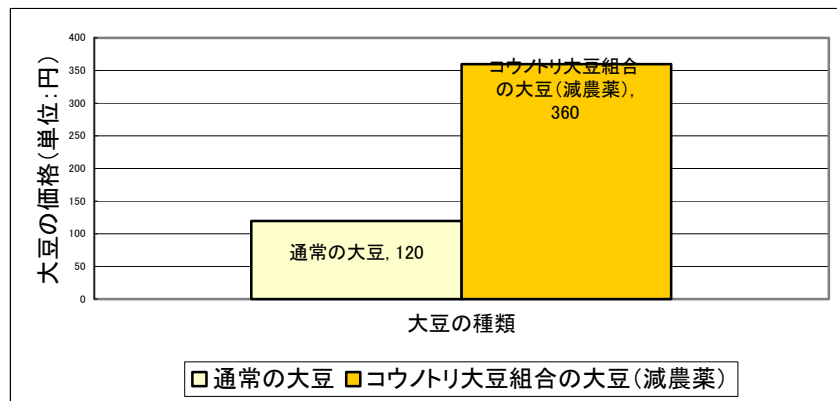
図 2-1-3 コウノトリ育む農法による水稻作付け面積の推移



※1

ブランド認証された農産物には、認証マークを付け、積極的に販売PRを展開。

認証米である「コウノトリ育むお米」の流通には、全農パールライス、イトーヨーカドーなどの企業との連携も確立している。



※2

図 2-1-4 コウノトリ育む農法による大豆の価格比較

コウノトリ育む農法で栽培した大豆は、通常の3倍の価格で取引され、この大豆を原料とする「鶴おぼろ」という豆腐は、注文が殺到する人気商品となった。



フクノハナの米粉を使用したケーキ



コウノトリ育むお米の発芽玄米



フクノハナの米粉



フクノハナの米粉を使用したうどん



コウノトリ育むお米を使用した煎餅・おかき



コウノトリ育むお米の清酒

※3

ブランド認証を受けた農産物を使用した商品も多数開発され、コウノトリ関連商品の土産物として、流通をしている。

豊岡型環境創造型農業の実践と並行し、「豊岡型地産地消」も推進され、地域食材を使用した調理方法を伝える講座の実施や、市内小学校での地域食材が使用され、地域内での需要を喚起することで、環境創造型農業の拡大を支えている。地産地消の推進の結果、市内の農産物直売所の活性化も進み、野生復帰プロジェクトの推進により売上の増加や、直売所の店舗数の増加にも繋がっている。



※1

コウノトリ育む農法による米の消費推進と普及啓発のため、市内の学校給食で育む米を使用。給食食材の野菜についても3割近くを豊岡産とするなど、地産地消・食育を積極的に進めている。



平成12年より開業してきた直売所は、当初300万円ほどの売上が、コウノトリの放鳥を通じ、年間4,000万円に成長。市内の直売所数も、46店舗にまで増加。

②観光

観光面での地域振興・経済活性化の効果は、コウノトリを象徴とする観光「コウノトリツーリズム」の推進が環境経済戦略の中にも掲げられており、コウノトリの観察はもちろん、コウノトリの生息地づくり、環境美化活動などを取り込んだ新しいタイプの観光を推進している。

豊岡市を含む但馬地域への観光客入り込み数は平成10年以降、1,000万人前後で推移しており、コウノトリの野生復帰プロジェクトの前後において目立った変化は見られない。しかし野生復帰プロジェクトの主要施設である、コウノトリの郷公園やコウノトリ文化館が整備され、「コウノトリ」のまちを感じさせる人口巣塔や看板、コウノトリに関連するお土産品などが開発されたことで、豊岡観光の目的の一つにコウノトリが位置付けられ、観光を通じた消費が促進され経済効果を生み出している。



※1

JRやJTB等の大手旅行代理店では「コウノトリ」をテーマとした企画旅行を販売。試験放鳥直後の平成18、19年度は毎年1000名程度の申込みを集める人気が出ている。また、円山川の清掃を組み込むなど、観光客にもコウノトリのために出来ることに取り組んでもらう工夫などがされている。



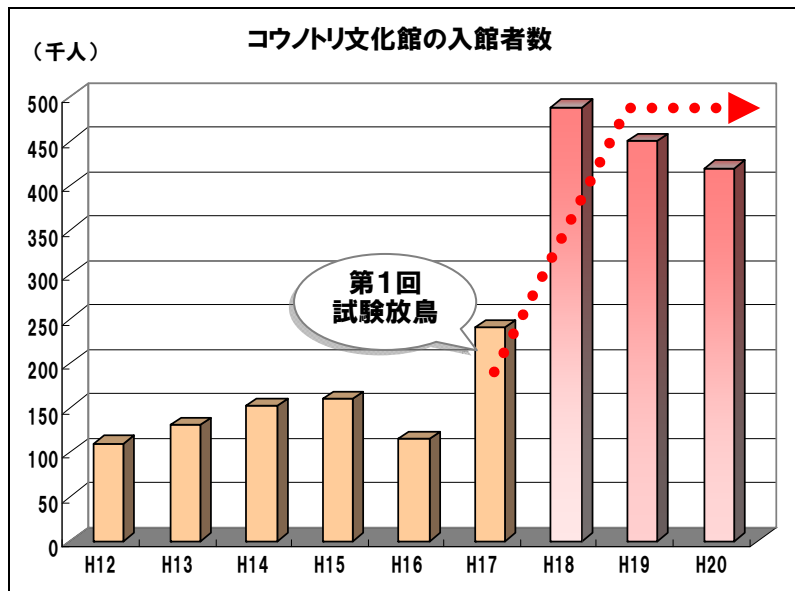
コウノトリを目的とした観光客に応えるため市では「コウノトリツーリズム」として、市民ガイドの養成講座や、市内観光の移動手段になるタクシー運転手を対象とした「コウノトリ講習会」を開催するなど、受け入れ体制も積極的に整えている。



※1

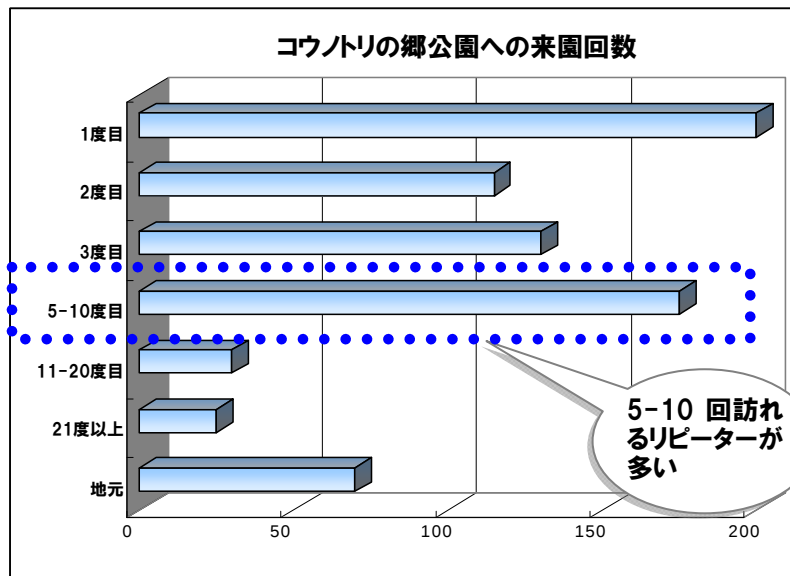
コウノトリのためのビオトープづくり等、環境学習プログラムを整理し、教育旅行を誘致。国内はもとより中国からの修学旅行も受け入れている。

野生復帰事業の拠点として、整備されたコウノトリの郷公園、コウノトリ文化館は、開園以来入館者を着実に増加させており、特に平成 17 年度の第 1 次試験放鳥を境に大幅に入館者数が増加し、その後も 40 万人以上の入館者を維持している。特に、コウノトリの郷公園の来館者は、5-10 回訪れるリピーターが多いことが示されており、コウノトリを目的とした観光が一過性ではない、持続的な効果があることが伺える。



※2

図 2-1-5 コウノトリ文化館の入館者数推移



※2

図 2-1-6 コウノトリの郷公園への来園回数

コウノトリ見学年間消費 30 億円の効果

慶應大学の大沼あゆみ教授の研究グループが、コウノトリの見学を目的に豊岡を訪れた観光客の旅費や、土産物費などの消費金額から、その経済効果を試算する研究を実施。観光客一人当たりの消費額を 1 万 4 千円～3 万 5 千円程度とし、年間最大で、30 億 3300 万円の消費効果と推計し、環境保全と経済との両立についての検証が行われている。

※2

③商工業

コウノトリブランドの確立や、コウノトリツーリズムの推進により、需要が確保されることから、コウノトリ関連の商品開発が積極的に行われ、着実な売上を上げている。平成 19 年には、地元の製品の販売や観光情報の提供を目的に、環境経済戦略のモデル施設として、市立地域交流センター「コウノトリ本舗」がオープンし、指定管理者制度により市内 17 の企業が出資して設立した「コウノトリ羽ばたく会（株）」が運営。コウノトリの郷公園に隣接する好立地ということもあり、開業から、わずか 2 年で年間 6000 万円の売上を計上している。



取扱商品 500 品目のうち、約 200 品目が「地元産」かつオリジナル。

多くの商品は売上の一部がコウノトリ基金に寄付され、コウノトリのための地域づくりに活かされる仕組みとなっている。

※2



環境と経済が共鳴する「コウノトリと共生するまち」として、野生復帰の取組、観光、名産品などを一体的にセールスする催しを官民連携で首都圏等の大規模な需要が見込める地域で展開。

コウノトリが共生するまちにふさわしい、良好な環境を作り出す企業の集積も経済戦略の一つに掲げ企業誘致を行い、太陽光発電を主事業とするカネカソーラーテック（株）や、廃タイヤを再利用した防振材を開発する（株）オークなどの誘致に成功。企業側もコウノトリをロゴに使用したり、環境への取組をアピールし企業イメージ向上へ繋げることが出来ている。



※4

④まちづくりへの効果

コウノトリと共生する田園環境の創出として、コウノトリの飛行障害や景観面から電線類の地中化やコウノトリをモチーフとした看板の整備が野生復帰計画に掲げられ、これにより市内の電線地中化や看板整備が実施されている。その他にも、市内の至るところで「コウノトリのまち」をPRする看板やポスト、商店でのディスプレイなどが見られ、まち全体での演出ができています。



コウノトリの生息環境づくりなど直接的ではないが、コウノトリと暮らす良い環境のまちというコンセプトで、家庭で利用した天ぷら油の回収や菜種油を利用したバイオディーゼルの精製、木質ペレットを活用するストーブの設置、太陽光電池の設置など、自然エネルギーの利用も進んでいる。



(左) 天ぷら油の回収 (中) 太陽光パネルを設置した老人ホーム (右) 学校に設置したペレットストーブ ※1

⑤推進体制

野生復帰プロジェクト推進では人と資金の確保が必須であり、豊岡では、人の確保として、住民への環境教育の推進、コウノトリファンクラブの運営がされ、資金確保として、ふるさと納税、コウノトリ関連グッズの売り上げや一般寄付が積み立てられ、野生復帰事業の資金に活用されるコウノトリ基金の運営がされている。



※1

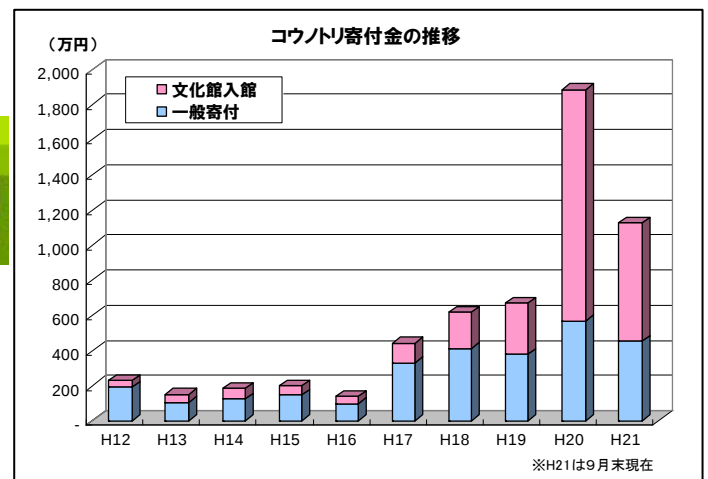
プロジェクトが大きな注目を集め、研究目的の学生、行政職員や企業の視察、海外からの取材も入り、受入件数は200件を超え、受入が結果的に、地域内の消費の喚起、更なる注目を集めている。

全国で支援することを目的に、会費制のファンクラブを設立。人工巢塔の寄贈や、普及のためのクラブの集いなどを開催しプロジェクトを支援。



※5

「コウノトリ基金」への寄付は、試験放鳥を機に増加。コウノトリ文化館入館の際に集める協力金や関連グッズの売り上げからの寄付、一般・企業からの寄付が継続的に行われ、プロジェクト推進の重要な資金源となっている。



※2

図 2-1-7 コウノトリ基金への寄付額の推移

“コウノトリと暮らすまちづくり”への広範な資金収集

近畿コカ・コーラボトリングがコウノトリ支援自動販売機を豊岡駅前に設置。売上げの一部がコウノトリ基金に寄付



城崎観光協会が城崎温泉旅館や外湯などに募金箱を設置



コウノトリネイチャー預金付
たんしんダブルプラン

但馬信用金庫「コウノトリネイチャー預金」
預金者が利息の一部をコウノトリ基金に寄付

近畿百貨店と田治米合名会社から、ギフト販売上の一部がコウノトリ基金に寄付



「コウノトリも暮らすまちへ～豊岡の挑戦～」と題した団体・グループ向けの旅行商品を販売し、その収益の一部(212,940円)をコウノトリ基金に寄付

図 2-1-8 野生復帰プロジェクトのための資金収集

3) 考察

- ・ 野生復帰プロジェクトの始動から 8 年、試験放鳥を開始して 5 年を経て、「コウノトリ＝豊岡」というイメージも確立し具体的な経済効果も見られている。観光客数がプロジェクト前後で大きく変化するなどの直接的な効果ではないが、拠点施設である「コウノトリの郷」や「コウノトリ文化館」への入館者数が試験放鳥以後の大幅な増加を維持していることや、コウノトリブランドの農産物が通常の 1.25～1.5 倍の価格で流通するなど野生復帰プロジェクトが上手く地域の経済振興・活性化へと結びついている。
- ・ 試験放鳥前後の地域住民のコウノトリの野生復帰に関する意識調査を行った調査（東京大学大学院農学生命科学研究科・本田裕子氏）によると、プロジェクト開始当初は、関心を持つ住民や、取組に参加する住民は限定的で、農業への被害を心配する声などもあったが、試験放鳥を経て 62%もの回答者が好意的に捉えるよう変化したという結果が出ている。その背景としては、新聞やテレビなどでの報道などによる注目の高さや、拠点施設への来訪者の増加、農産物の販売実績、そして何よりもコウノトリを実際に身近に感じられるようになったことが推測され、放鳥を経て地域住民の間に「地域のシンボル」「誇り」という認識が出来たことが、その後のコウノトリ育む農法の面積の飛躍的な拡大といった、取組への積極的な参加につながり、「コウノトリのまち」としての一体感が生まれている。
- ・ 特に、豊岡市では野生復帰プロジェクトの初期に、環境経済戦略を策定しプロジェクトによる効果を何に求めるのかを明確に示しており、それに基づき、野生復帰プロジェクトによる成果がどの程度得られているかということで把握することができている。このことは、プロジェクトの有効性を対外的に示すことにつながり、それにより、成果があがっていることを見て、プロジェクトに参加する企業や市民などの主体を惹きつけたり、まちをPRすることができおり、南関東地域での取組においても重要となってくると考えられる。

<写真・グラフ出典>

※1:豊岡市ホームページ

※2:豊岡市提供資料より作成

※3:コウノトリ環境経済コンソーシアム「環境経済戦略ビジネスモデル検討報告書」

※4:カネカソーラーテック(株)ホームページ

※5:コウノトリファンクラブホームページ

印のないものは(財)日本生態系協会撮影

(2) 佐渡・トキモデルの分析

佐渡市は、野生のトキが最後まで生息していた地であり、昭和 28 年に佐渡朱鷺愛護会が発足し保護活動が開始されるなど保護活動の歴史が長い。「トキの島」としてのイメージは比較的一般の人にも定着しており、野生復帰プロジェクト以前からトキを観光 P R に活用されている一面もある。

野生復帰の取組は、平成 15 年度に環境省が「環境再生ビジョン」を策定し、平成 16 年度末に新潟県、佐渡市がそれぞれ実行計画を策定したところからスタートし、平成 20 年度によるやく第 1 回目の試験放鳥を実施したところである。

佐渡・トキモデルの特徴としては、野生復帰プロジェクトの推進において、国・県・市それぞれが計画を策定し、地域振興・経済活性化につながる社会環境づくりについては、主に市が主体となっている。このため、分析にあたっては、佐渡市の野生復帰実行計画に基づき実施された方策を整理し、豊岡・コウノトリモデルにならい、効果が期待される農業、観光、商工等の分野の状況について整理する。

1) 佐渡市において実施された方策

佐渡市のトキ野生復帰実行計画は、a. 環境の保全及び再生、b. 安全な生息環境の再生、c. 餌場・営巣環境の再生、d. 野生復帰への理解を深める、e. 地域振興、f. ボランティア活動の支援、g. 順化施設の 7 本の施策体系となっており、このうち関連する c ～f の分野の施策について以下に整理する。

表 2-1-2 佐渡市における主な実施方策

c.餌場・営巣環境の再生に関する施策
・環境保全型農業推進のシンポジウム・研修会の開催 ・特別栽培米の有利販売
d.野生復帰への理解を深める施策
・学校教育における環境教育・学習の実践 ・生涯学習における環境学習の実践 ・トキ保護募金活動の促進
e.野生復帰と地域振興に関する施策
・野生復帰を契機とした地域活動の促進 (地域が自主的に取り組む団体間の交流、イベント実施、環境保全活動の実施などへの経費助成も含む支援) ・トキ・エコツーリズムの推進 (エコツアーメニューの開発、ガイド育成、広報) ・トキ生息地(中国陝西省)間における国際交流
f.ボランティア活動の支援に関する施策
・トキ交流会館(ボランティア活動・体験活動拠点)の整備・運営・機能拡充 ・ボランティア体験プログラム・情報提供機能の拡充

2) 具体的な地域振興・経済活性化への効果

①農業

農業分野での取組は、トキの餌場づくりに貢献する減減栽培や冬期湛水や魚道設置などの生きものに配慮した技術を取り入れる農法による水稻栽培が進められており、平成 19 年度に市による「朱鷺と暮らす郷認証米」の制度が確立。市場価格に比べ高値で流通している。認証米の流通の大部分はイトーヨーカ堂を通じ全国の店舗で販売され人気を博している。売上 1kg 当たり 1 円が野生復帰プロジェクトのために寄付され、消費者は購入することでプロジェクトを支援できる仕組みも確立している。

取組は平成 20 年度の放鳥を機に拡大し、生産者も慣行米に比べ 1kg 当たり 1,000 円程度の収入増につながっており、今後も取組は拡大していき、トキの餌場となる環境も広がるという好循環が出来ている。

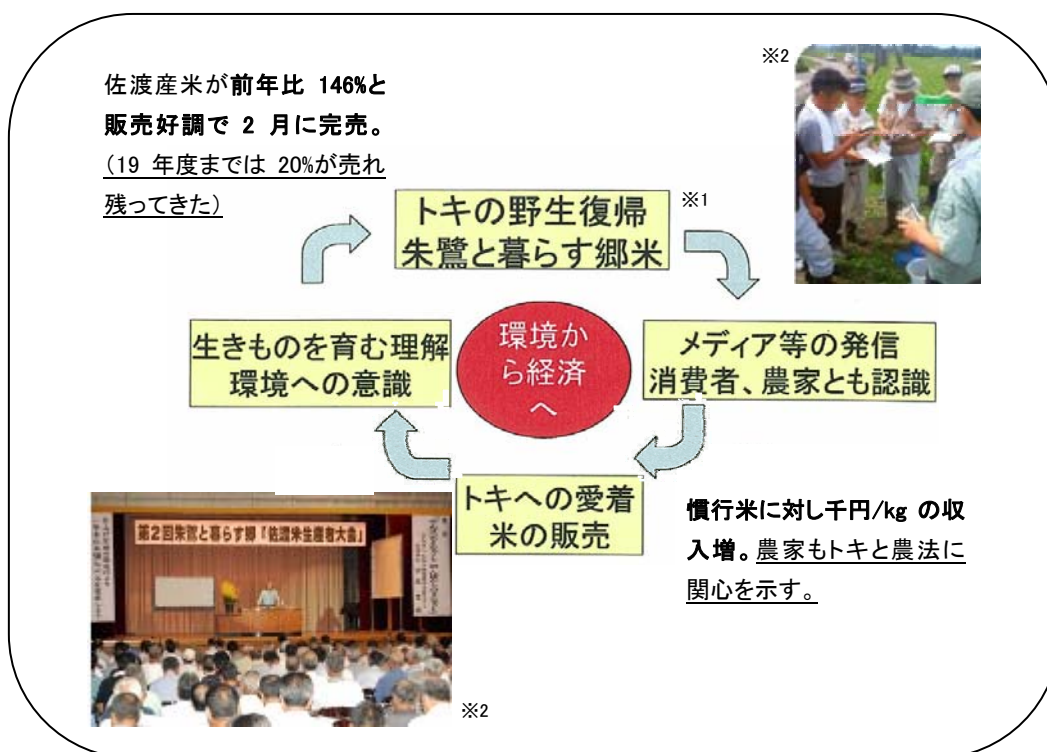


図 2-1-9 認証米を中心とした野生復帰プロジェクトによる環境と経済の循環イメージ(※1)

小佐渡東部地区内において、朱鷺と暮らす郷米づくりに取り組む住民が集まり、その取組をインターネットで公開する農業生産法人「さとにわ」を設立。栽培だけにとどまらず、島内での取組の積極的な情報発信を行い、更には、島内の契約農家が栽培した野菜や、島で水揚げされた魚介類を使用した、こだわりのお弁当や定食をだすレストランを開業するなど、積極的な活動を展開している。



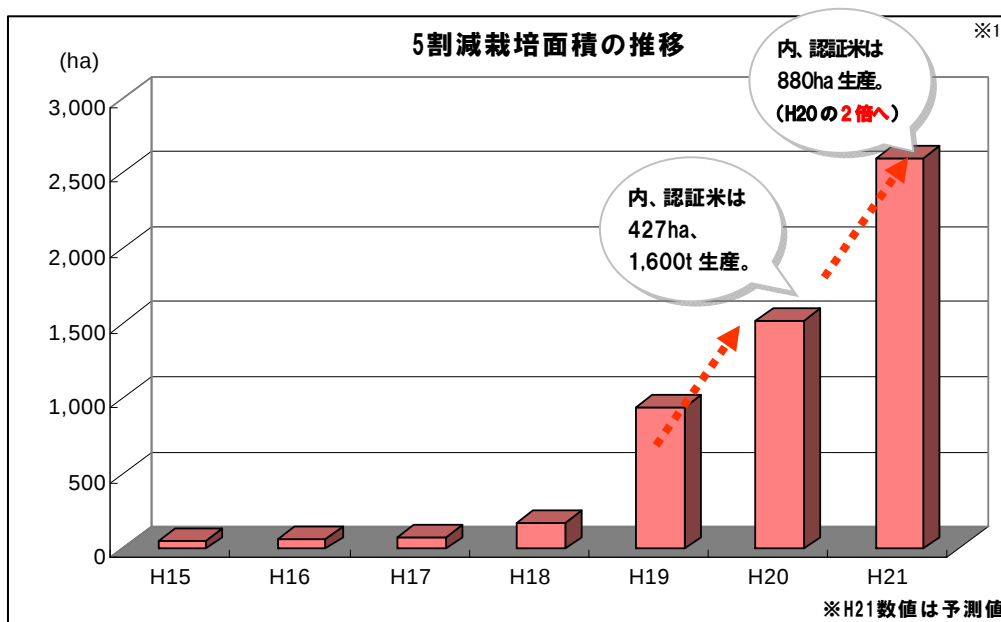


図 2-1-10 5 割減栽培面積の推移

平成 17 年にわずか 81ha の取組は放鳥を機に急増。平成 20 年度は 278 名、427ha が認証され、1,600t を生産。21 年度は、520 名 880ha と取組が倍増。この背景には、全作付け面積 (5900ha) の 8 割を占める JA が出荷要件を全島で H20 年度より 3 割減減 (※将来的には 5 割へ引き上げ) としたことで、作付け面積の 42.3% にまで波及。



小佐渡東部地区のみでの取り組みが、試験放鳥によりトキの行動範囲が広がり全島へ拡大。島内の水田では、ビオトープや減減栽培、江 (深水域) の設置等を示すサインが方々で確認できる。

H20 年度のトキ認証米 1300t は完売し、1kg あたり 1 円で 130 万円がトキ保護募金へと寄付されている。そのうちの 7 割は、首都圏を中心とした全国のイトーヨーカ堂店舗で販売。



5kg 2,980 円、
2kg 1,200 円で
全国の店舗、
インターネットで販売。

NEWS RELEASE

セブン&アイ HLDGS.
株式会社 イトーヨーカ堂
2009 年 9 月 29 日

**「朱鷺と暮らす郷づくり認証米 新潟県佐渡産こしひかり」販売から 1 年
利益の一部を朱鷺の野生復帰活動支援に
9/29「佐渡市トキ環境整備基金」へ 90 万円を寄付**

株式会社イトーヨーカ堂 (東京都千代田区 代表取締役社長 (COO) 亀井 淳) は、新潟県佐渡市産「朱鷺と暮らす郷づくり認証米 新潟県佐渡産こしひかり」の販売による利益の一部 90 万円を 2009 年 9 月 29 日 (火) 「佐渡市トキ環境整備基金」へ寄付する運びとなりました。 (※佐渡市トキ環境整備基金は、佐渡市トキの保護・繁殖を目的とする基金です。)

新潟県佐渡市は、朱鷺の野生復帰を目指し、生き物を育む農法に独自の認証制度を設け、「美しい島・人とトキが共に生きる島づくり」を推進してこられました。当社は、この制度で認証された生産者による「朱鷺と暮らす郷づくり認証米 新潟県佐渡産こしひかり」を 2008 年 9 月よりイトーヨーカドー 165 店舗にて販売してまいりました。

佐渡市が推進する生物多様性の保全活動に賛同し、このきっかけとなった朱鷺の野生復帰活動をする「佐渡市トキ環境整備基金」へ販売利益の一部を寄付することを、当初より予定しておりましたが、販売開始より 1 年経過しましたのでこのたびに贈呈することとなりました。贈呈式は、今年度の朱鷺放鳥にあわせて行われる「トキと関わる島づくりフォーラム」の中でおこなわれます。

記

● 日 時 2009 年 9 月 29 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分
「トキと関わる島づくりフォーラム」にて贈呈式

● フォーラム スケジュール

- ・佐渡トキ環境整備基金 (加藤孝紀子氏) の任命 (7 分)
- ・贈呈式 (7 分)
- ・加藤孝紀子氏講演
- ・パネルディスカッション

● 場 所 佐渡市トキの心をつなぐ会館

● 寄付金額 90 万円

● 出席者 株式会社イトーヨーカ堂 食品事業部 加工食品部 シニアマーケティング 吉田 博基

● 販売商品名 「朱鷺と暮らす郷づくり認証米 新潟県佐渡産こしひかり」

● 価 格 5kg 2,980 円 (税込) 2kg 1,200 円 (税込)

● 販売開始 2008 年 9 月 28 日

● 販売実績 約 900 トン (2008 年 9 月より 1 年間)

以上

※4

②観光

佐渡島においては、「最後まで野生のトキがいた島」として野生復帰プロジェクト以前には、旧新穂・両津エリアで限定的にトキを観光資源としていたが、市町村合併・試験放鳥を経て佐渡全体＝トキのイメージを観光客に定着させ、全島あげての「トキのすむ島」としてのプロモーションが行われている。

佐渡島への観光客数は、平成3年の121万人をピークに減少が続き、現在では60万人とピーク時の半分まで落ち込んでいる。平成20、21年と試験放鳥を実施しているが、年間の入り込み客数では豊岡同様に、野生復帰プロジェクトの前後の目立った変化は確認できない。しかし、試験放鳥時期に限定すれば、観光客数は増加しており、トキが観察できる「トキの森公園」への来園者は、中国からペアが贈られた平成11年に約30万人を達成した以後、減少気味であったが、試験放鳥をきっかけに回復の傾向にあり、特に、観光客の総数に占める「トキの森公園」への来園者の割合は高くなっており、「トキ」が佐渡の観光の魅力として確立している。

佐渡への玄関口である佐渡汽船ターミナルでは、佐渡市・新潟市ともにトキをPR。

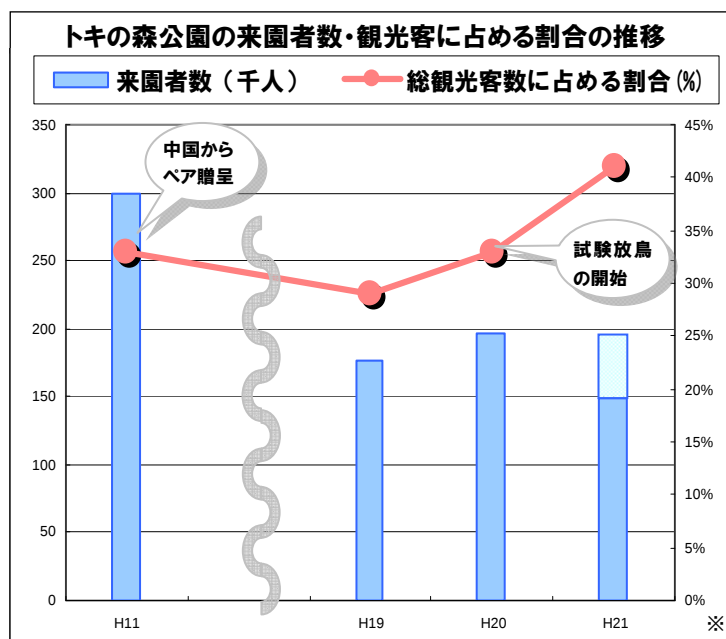


図 2-1-11 トキの森公園への来園者数推移



H20年9月の試験放鳥直後は、オフシーズンにあたる、9-11月期の観光客数が前年同期と比較して104%増加

トキの生息環境づくりの体験学習やボランティア活動、調査・研究を行う学生、研究者の受け入れ拠点となっている「トキ交流会館」の利用者は試験放鳥以後増加の傾向にあり、市と観光協会の連携により住民を育成した「トキガイド」は、H21年5月より観光客の受け入れを開始し、9月までのわずか4ヶ月間で750人の観光客を案内するなど好評を得ている（派遣数85人）。

試験放鳥後は、「トキのすむ豊かな自然のある島」を魅力とした、エコツーリズム商品の企画・販売も開始。観光客は、以前の大型バスで、主要な施設などを巡る団体旅行から、放鳥したトキに出会える可能性を求めて、レンタサイクルなどを利用し島内を巡るなど、旅行スタイルにも変化が見られている。

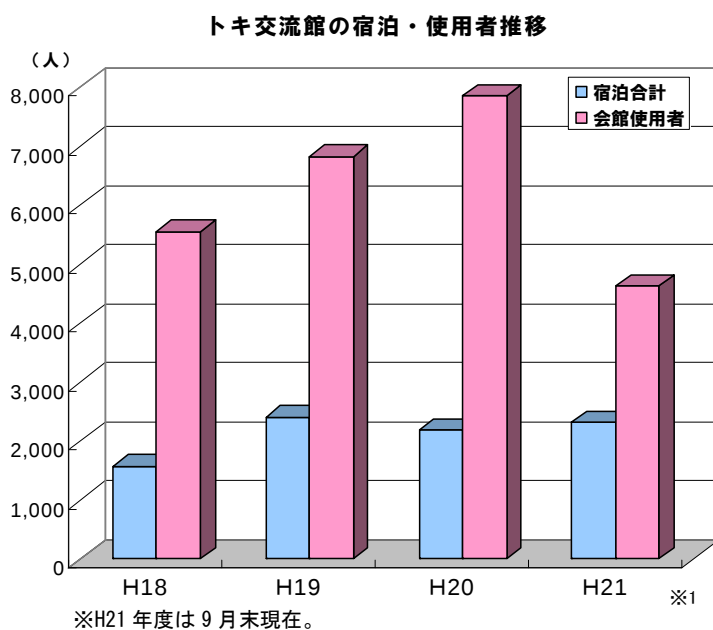


図 2-1-12 トキ交流館の利用者数推移

交流会館内には、トキの目撃情報や、これまでの取組の成果や保護の歴史資料が展示されている。作業用の長靴やシャベルなどの用具も備えてあり、小中学校の修学旅行の受入れも行っている。

「トキの里山ハイキング」

トキの里山が広がる旧トキ保護センターがあった清水平、トキが最後に捕獲された片野尾などの里山ハイキング。専門ガイドが付いてトキが棲んだ里山の自然と歴史や文化を学びます。

協力：佐渡エコリズム協議会

◆料金 6,800円 (中学生以上、ただし未成年は保護者の同伴が必要)

◆設定日 6月21日～9月30日(火)

◆定員 30名まで

◆行程 09:00 両津港ターミナルをタクシーで出発
09:40 里山ハイキング、ピクトグラフなどの見学後、昼食
12:20 里山をタクシーで出発
13:00 両津港ターミナル到着・解散

◆集合場所 両津港ターミナルビル2階 佐渡観光協会

◆集合時刻 08:40

◆申込締切 3日前

※ハイキングの場所は、3ヶ所となり、お客様からご指定いただけません。
※天候により中止する場合があります。
※天候などの条件により、行程の一部が変更となる場合があります。
※歩きやすい靴、雨具、昼食、飲み物をご持参ください。
※料金にはガイド代、タクシー代、環境保全協力金300円が含まれています。

「トキの里山サイクリング」

レンタサイクルで巡るトキの里。トキ野生復帰ステーション観察やトキの森公園など専用のサイクリングマップを見ながらお好きなコースを描いてください。

◆料金 400円 (電動アシストは600円・中学生以上・4時間まで)

◆貸出日 4月1日(火)～9月30日(火)

◆貸出台数 10台まで

◆貸出場所 両津港ターミナルビル2階 佐渡観光協会

◆受付時間 08:30～14:00

※貸出日の前・10:00までに返却してください。
※4時間を超える場合は、通常のレンタル料金となります。
※トキの森公園に人間の糞は環境保全協力金(200円)が必要となります。
※雨天状況によりご希望に添えない場合があります。

※7



※7

③商工

野生復帰プロジェクトの開始以降、トキに関連する土産物数は一気に増加しており、佐渡のオリジナル土産物として人気が高い。また、一部の商品では売上がトキ保護募金へと寄付される仕組みができています。しかし、佐渡市内で生産・供給されている土産物は全体の一部に止まっており、このため、佐渡の農産物、海産物を活かした加工品などの「トキブランド」の開発に向け、東京農業大学と連携協定を結び今後の商工・観光の振興を図る取組がスタートしている。



※1

トキをシンボルとした様々な土産物

市と東京農業大学は、トキをシンボルとした農産物の開発を進める連携協定を09年5月に締結された佐渡市と東京農業大学の協定。これをきっかけに、学生が佐渡で農業体験を行うなどの交流を図り、今後、トキブランド商品の開発、森林や海の保全、東京圏からの体験学習、市民交流などの展開に取り組んでいく。

また、放鳥後のトキの活動範囲が広域に渡ることから、トキの野生復帰プロジェクトの推進に寄与する商品開発も、島外へ波及し、1本当たり売上の50円が新潟県トキ保護募金に寄付される「朱鷺の舞」の製造・販売が、近隣市である長岡市の酒造会社で行われるなど、プロジェクトの支援体制、プロジェクトによる事業展開が島外でも活発となっている。



※8



※9

④推進体制

佐渡の野生復帰プロジェクト推進にあたっては、平成 15 年度の環境共生ビジョンの策定前に、3 年間に渡り環境省が中心となり、島内住民に対し、トキの野生復帰プロジェクトの実施に向けた説明会や勉強会、意見交換会が実施されてきた経緯がある。このため、その間にトキの餌場づくりに取り組む地域活動団体などが立ち上がり、地域内の人材の育成がある程度進められていた。しかし、島内人口は 6.5 万人と限られており、持続的なプロジェクトの推進のためには、島内の人材育成と同時に地域外からの人材・資金面の支援の確保が必須となっている。

○人材育成

地域内の人材育成としては、市民大学を通じた環境教育やガイド育成、モニタリング人材の育成が行われている一方、地域外の人材の確保としては、野生復帰プロジェクトへの関心を高めるため、会費無料で、ボランティア情報やトキ情報、特産物のプレゼント等を行う「佐渡トキファンクラブ」を設立(H21.10 現在会員 3,156 人)したり、企業の CSR 活動誘致や、社会実習としての学生受け入れ等を積極的に展開している。

地域の人材として育成された、「トキ保護監視員」は、年 3 万円の契約で居住する地区の住民への啓発や目撃情報の聞き込みなどを主体的に行う。



※6

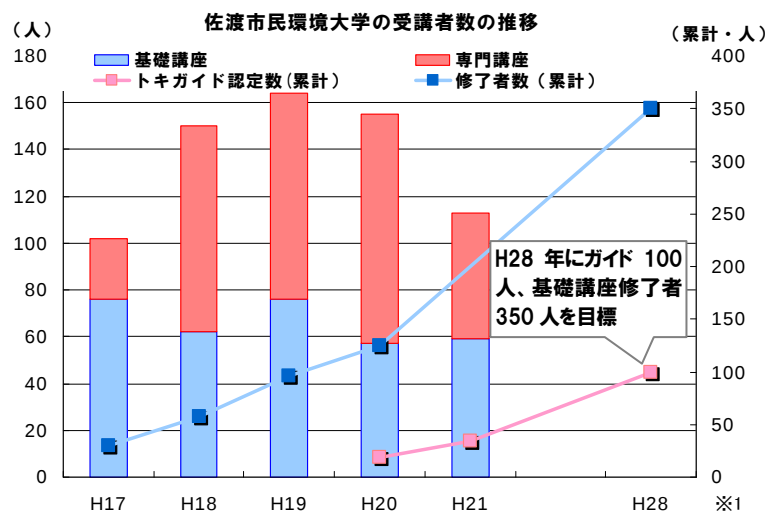


図 2-1-13 佐渡市民環境大学の受講者数推移



※11



※10

※11

首都圏にある企業や大学などから団体で環境づくりなどに参加してもらうための受け入れ態勢を整備。窓口となるファンクラブや NPO など設立され、参加をきっかけとした住民との交流が深められている。

○資金面の体制

プロジェクトの資金面からの支援体制としては、佐渡市・新潟県がそれぞれ佐渡市トキ保護募金、新潟県トキ保護募金を設置している。募金額は、試験放鳥をきっかけに増加し、300万円程度で推移していた額は、1,000万円を超えている。

市は、土産物や認証米の販売による収集が、県は、企業からの寄付が増えており、いずれも野生復帰プロジェクトへの注目が集まったことによる結果といえる。また、放鳥したトキの行動圏が広く、飛来先において、飛来記念の特別住民票や、学生証、戸籍謄本などが発行・配布され、野生復帰プロジェクトについての普及促進と募金額の増加にも繋がっている。



※12

(左)1 缶につき 1 円を寄付するアサヒビールのキャンペーン。わずか 1 ヶ月で 414 万円を寄付。
(右)北越銀行から発売された「トキ応援ファンド」。金融商品全体が不調の中、異例の 1 ヶ月 25 億円の販売実績を上げている。年間平均残高の 0.1%が保護募金へと寄付されている。



※13



※14



※6

放鳥したトキの飛来を記念した学生証(左:新潟大学)、特別住民票(中:黒部市)、佐渡市による戸籍謄本(右)

3) 考察

- ・ 野生復帰プロジェクトの本格始動から 5 年、試験放鳥を開始してようやく 2 年目の佐渡市においては、豊岡・コウノトリモデルに比較して、地域振興や経済活性化による効果を図るには時期尚早であり、観光客の増加、商品の売り上げの増加などといった成果は確認できていない。しかし、「トキの島」としての歴史が長く、島外者にもそういったイメージは定着している一方で、佐渡市へのヒアリングによると、島内の住民の間では、トキは「小佐渡東部地区」のみの取組として関心度は低く、試験放鳥を経て、実際に自分の地区へトキが飛来したり、テレビや新聞による注目が高かったことを受けて、全島民の間に「トキは佐渡のシンボル」という認識ができ、島全体で取組を推進するという住民の姿勢が現れてきたという。その結果は、放鳥後の一ヶ月間で約 100 件の目撃情報が寄せられていることや、トキと暮らす郷認証米に取り組む水田面積が飛躍的に拡大として顕れており、住民が積極的に取り組む地域づくりという面で効果があると言える。
- ・ 豊岡・コウノトリモデル同様に、佐渡・トキモデルにおいても、一番顕著な経済効果・地域振興に結びついている取組は、自然環境に配慮した農法の実践と、それによる「トキと暮らす郷認証米」の流通価格、そして販売実績に表れているといえる。認証米は首都圏中心とするイトーヨーカ堂の店舗に生産の 7 割が出荷され全て完売しており、販売の際には 1kg 当たり 1 円がプロジェクト資金に回るよう仕組みが確立していることから、米の購入によりプロジェクトを支援できることも明確になっており、消費者がプロジェクトに参加していくきっかけづくりにもなるなど、島外からの資金や人的支援を確保するための工夫が考えられている。

<写真・グラフ出典>

- ※1:佐渡市提供資料より作成 ※2:JA 佐渡ホームページ ※3:北陸農政局ホームページ
※4:(株)イトーヨーカ堂ホームページ ※5:コウノトリファンクラブホームページ
※6:佐渡市ホームページ ※7:(社)佐渡観光協会ホームページ ※8:東京農業大学ホームページ
※9:柏露酒造(株)ホームページ ※10:佐渡トキファンクラブホームページ
※11:NPO 法人トキどき応援団 ※12:(株)北越銀行ホームページ ※13:新潟大学ホームページ
※14:黒部市ホームページ

印のないものは(財)日本生態系協会撮影

(3)南関東地域での地域振興・経済活性化について

佐渡・豊岡モデルの分析より、コウノトリやトキの大型鳥類をシンボルとした地域づくりによる地域振興や経済活性化は、大型鳥類との共存のための自然環境づくりや社会環境づくりの施策が推進されることで、拠点施設やモニュメント、人工巣塔などの整備で、共生を感じられる雰囲気演出され、地域の住民が積極的に取組み活気づいたり、付加価値の高いブランド農産物を生み出したりといった結果に結びついている。このため、南関東の各エリアにおいても、トキ・コウノトリとの共存のための生息環境・社会環境づくりに取り組んでいくことを通じ、その効果を得られることが望ましい。

なお、豊岡や佐渡においての取組は、いずれも国内初の取組であったため、非常に注目度が高く、また、いずれも、コウノトリやトキの保護の歴史も長く、住民の関心も比較的高い単独市で行われたことで、地域が一体感を持って取組み、活気ある展開が出来たと考えられる。その点、南関東地域は、首都圏住民や、海外からの観光客など、潜在的に大きな需要が期待できる一方で、各エリアがそれぞれの特色を出し、いかに注目を集めるか、複数自治体でかつ人口規模も大きな対象地で一体感ある取組ができるかが重要となってくる。

このため、南関東地域において、それぞれの地域特性を活かしたトキ・コウノトリの野生復帰による地域振興・経済活性化を展開するため、地域の行政計画や交通網などの基礎情報や、エリア内での主要な事業、地域活動などの地域情報について整理を行った。

1) 渡良瀬遊水地エリア

対象エリア内の自治体に関する基本情報

渡良瀬遊水地を中心とした対象エリア内の、流域の3県6自治体について地域特性を把握するため、各自治体の概要、基本計画で示されているまちづくりの方向性について整理を行う。

■ 小山市（栃木県）

栃木県の南部に位置する小山市は、幹線国道と鉄道が東西南北に走り、陸上交通の要衝となっている。また、国指定史跡が7か所もある歴史のまちでもある。まちの中央部を流れる思川を中心とした「水と緑と大地」の自然環境に恵まれ、古来より続く歴史・文化資産とともに、農畜産物や伝統工芸品のブランド化やイベント活動など市の個性や魅力を際立たせる財産を有し

ている。県下第2の都市であり、対象エリアの市町では最も大きな面積と人口を有しており、対象エリア内の中でも、最大の人口、予算を持ち中心的な都市と考えられる。

次ページに、小山市の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。



写真: 思川
(出典: 小山市総合計画基本構想)

表 2-1-3 小山市の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地（市町全域）			森林(市町全域)	
(人)	(ha)	農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
158,461	17,161	8,290	6,080	35.4	649	3.8

産業構造の割合				年間予算 (百万円)
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	
79,410	5.16	32.74	60.46	82,569

小山市総合計画基本構想

策定年月:平成 18 年 3 月

対象期間:平成 18 年～22 年度

■土地利用構想

- 田園生活環境と自然環境が市域を取り囲んだ、環境共生・循環型のまちづくりを進める。
- 思川を市のシンボルとして、自然環境や小山の歴史・文化を保全し、次代につなぐことで、ふれあいの交流ネットワークを形成する。

■都市と田園が調和した土地利用

- 市街地調整区域は、豊かな「水と緑と大地」の形成に向け、「田園生活ゾーン」として、田園・自然環境と調和し生活環境の整った集落地の形成、優良な農地の保全、河川や平地林等の自然環境の保全・活用などを進める。

■まちのにぎわいと明日の“元気”づくり【産業】

- 農業の担い手の育成・確保、農地の有効利用、生産基盤の整備を図り、道の駅「思川」を活かした地産地消の推進、都市と農村の交流、グリーンツーリズムによる農業振興に努める。
- 「おやまブランド」を一層推進するとともに、小山の自然や歴史文化の活用、新たな市街地観光拠点の整備などによる、市内及び広域的な観光資源のネットワーク化を進める。



土地利用構想図

小山市都市計画マスタープラン

策定年月:平成 17 年 3 月

対象期間:平成 12 年～32 年度

■土地利用の基本方針

- 思川、鬼怒川、巴波川等の河川、渡良瀬遊水地、旧思川、大沼等の水質保全及び周辺環境の整備
- 親水空間としての河岸緑化や多自然型護岸、ビオトープの整備
- 田園景観を形成する主要な景観的資源としての農地の保全推進
- 市民農園など、都市と農村が交流する場の整備
- 小山総合公園、小山運動公園、やすらぎの森などの環境整備
- 河川空間、渡良瀬遊水地、平地林などの自然環境の保全及びレクリエーションの場としての活用

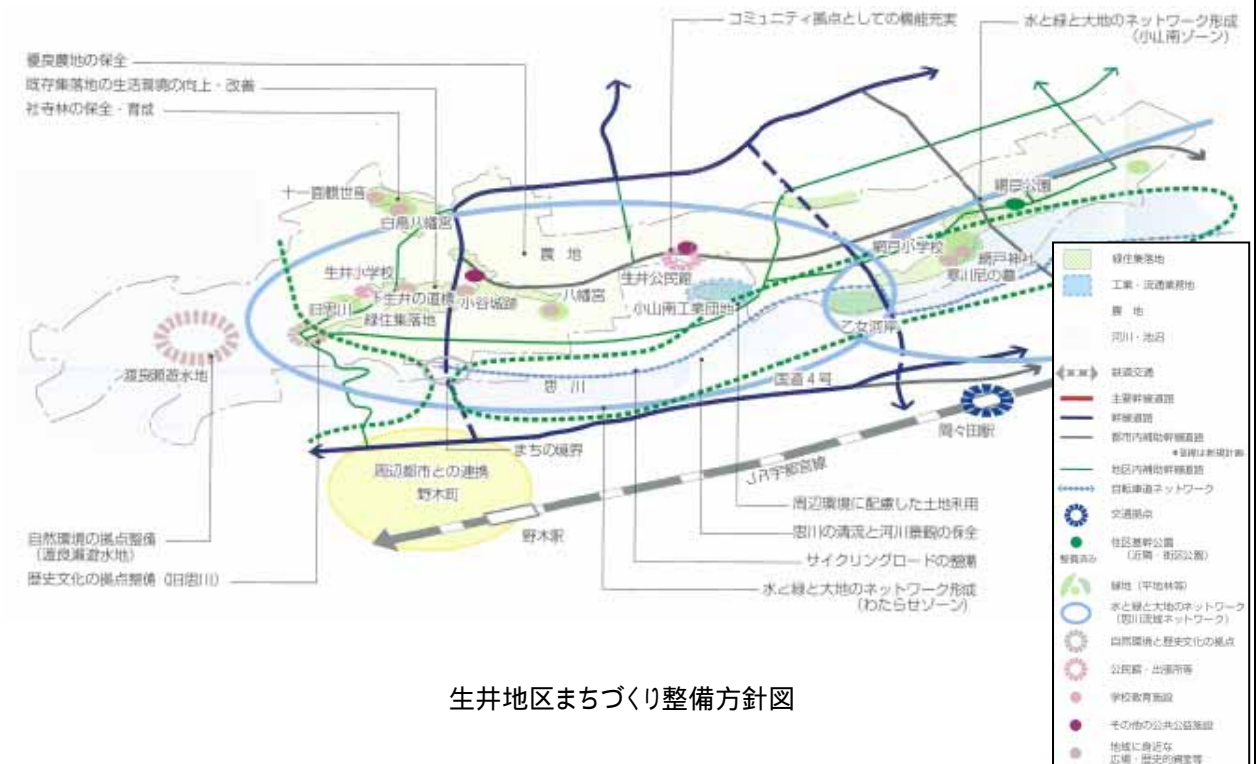
■生井地区地域別構想編

<まちづくりの整備目標>

- 自然資源や農業環境と調和した良好な集落環境の形成
- 美しい自然景観や誇れる歴史的資産の保全・活用

<地域整備方針>

- 優良農地と集落部の屋敷林・社寺林等の保全・育成による、美しい集落景観の形成
- 思川の河川景観や渡良瀬遊水地など自然環境の保全・活用
- 地域内の平地林等、貴重な自然の保全・育成
- 自然環境の拠点や歴史文化の拠点を連絡するネットワークの形成
- 良好な周辺環境に配慮した小山南工業団地の整備



生井地区まちづくり整備方針図

小山市第二次環境基本計画

策定年月:平成 18 年 2 月

対象期間:平成 18 年～22 年度

■ 河川施策

- 思川をはじめとする河川環境の実態を把握し、今後の保全・活用の基礎資料の作成
- 河川沿いの河畔林の、緑地保全地区の指定に向けた助成制度の検討

■ 生物生態系施策

- 市内に生息している動植物の調査を実施し、希少種や絶滅危惧種の保護を図る
- 河川や平地林などの自然を保全し、そこで育まれている生物生態系の保全を図る

■ 農地施策

- 地域の農地・水・環境の保全と質的向上のための共同活動、農業者ぐるみの先進的な営農活動の支援
- 農地・農業用水等の資源の保全管理や環境保全を重視した農業への転換を図る

■ みどり施策

- 小山の原風景ともいえる平地林の保全
- 栗宮の住宅供給公社所有地を含めた古墳群周辺を回廊の拠点とする公園化の検討
- 市民の理解と協力による緑の保全や緑化活動、民間開発における緑化計画等の指導を推進

■ 水辺施策

- 市の自然を代表する水系緑地を自然保全軸として位置づけ、緑地保全地区の指定等を検討
- 思川の河岸段丘林の自然空間としての保全、思川沿いの古墳・史跡等の指定区域周辺緑地の保全を検討
- 歴史の道の利活用、周辺の自然の特徴を活かした体験活動等の場の創出等によって、思川の活用を促進
- 渡良瀬遊水地の治水・利水機能を向上させるとともに、貴重な湿地帯の生態系の保全を関係機関と検討
- 良好な水環境を維持・復活するために水環境保全計画を策定し、市内の水環境の保全を推進

小山市農村環境計画

策定年月:平成 16 年 3 月

■ 環境保全目標 基本理念

農のある都市近郊の環境創造と交流のまち“おやま”～思川を軸とした都市近郊の再生～

■ 基本方針

- 農村環境を代表する生物生息環境の保全、河川等の水質改善、平地林・河岸段丘林・河畔林の保全
- 若者のニーズに合い、高齢者にも優しい農村社会基盤の整備と美しい景観の形成、先人達の残した歴史・文化の保護と観光産業の活性化
- 安定した農業経営体制と競争力の高い農畜産物生産・流通体系の構築、生産性の高い農業基盤の創出、地域一丸となった農業水利施設等の維持管理の推進、滞在型グリーンツーリズムの展開による他県他市町村・他地域の人々との交流推進

■ 藤岡町（栃木県）

栃木県の南端であり、町の中央部を東に貫流する渡良瀬川、東部を流れる巴波川、与良川、思川などの小河川が渡良瀬遊水地へ注いでいる。渡良瀬遊水地は住民の遊びや環境教育の場であるとともに、貴重な観光資源となっている。町では、渡良瀬遊水地の自然や歴史・文化遺産の将来にわたる保全・保存を推進している。特産品としては、渡良瀬のヨシを使用したヨシ紙や川魚であるフナの甘露煮など、川の恵みが挙げられる。



（ 藤岡町は、平成 22 年 3 月には、栃木市、大平町、都賀町と合併し栃木となることと決定している。）

次ページに、藤岡町の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-4 藤岡町の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
		農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
17,768	6,045	2,080	1,620	26.8	177	2.9

産業構造の割合				年間予算 (百万円)
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	
9,112	9.17	39.27	50.63	9,690

藤岡町第4次町勢振興計画

策定年月:平成13年3月

対象期間:平成13年～23年度(H22.3合併予定)

■施策の構成

<自然環境・景観の保全のための主な施策・事業>

- 渡良瀬遊水地の自然環境の保全・創造に向けたヨシ焼きの維持・ごみの不法投棄防止
- 生活排水の浄化、農薬・肥料の適正使用、多自然工法による河川改修による河川の水質保全
- 学校教育・社会教育などを通じた環境教育・自然体験学習の推進
- 自然体験指導員の育成、野鳥観察会やウォーキングなどの活動を通じた、自然とふれあう機会の充実
- 町を代表する景観としての渡良瀬遊水地の保全
- 遊休農地の活用や景観作物の栽培による田園景観の維持・回復

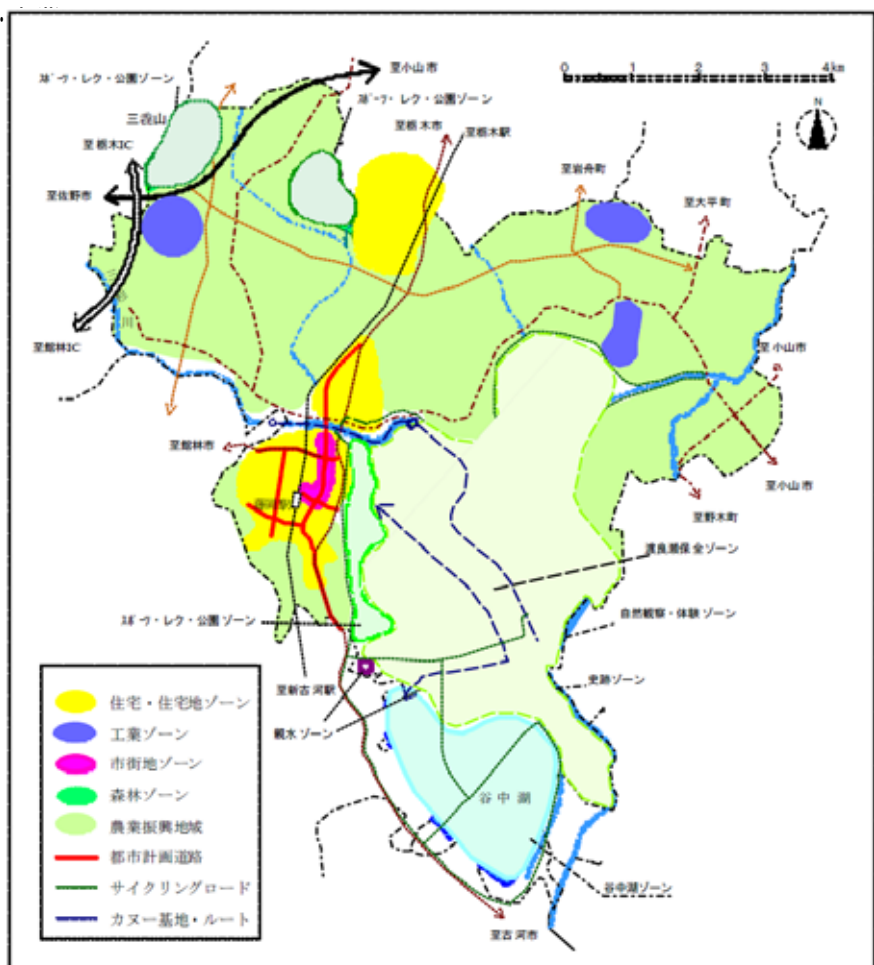
<農林業振興の主な施策・事業>

- 農林畜産物加工品の研究・開発、農産加工センターや直売所の充実
- 認定農業者など担い手への農地利用の集積、集落営農の組織化、遊休農地の有効活用
- 道の駅や商店街、渡良瀬遊水地、イベントでの販売など農林畜産物加工品の販売・販路の開拓
- 国土の保全、水源かん養、野生生物の生息環境の保護など、森林の公益的機能の維持・増進

<商業・観光振興の主な施策>

- 「藤岡町・渡良瀬ブランド」の商品を開発・製造・販売する、「藤岡町・渡良瀬ブランドショップ」の育成
- 道の駅の品揃えの充実や出荷体制の整備、情報発信機能の充実
- 地域全体を自然と人の博物館として、ボランティアガイドの育成など「渡良瀬エコミュージアム」の推進
- 観光コースやサイクリングコースの整備、案内標示等の充実など、観光施設のネットワーク化

藤岡町の土地利用基本構想→



藤岡町都市計画マスタープラン

策定年月:平成 17 月 3 月

■ まちづくり基本方針

<土地利用の基本方針>

- 渡良瀬遊水地及び農地については、環境保全・生産基盤・景観形成などの諸機能の保全を図る

<環境保全・景観図案の基本方針>

- 農地・平地林・河川・水面などについては、環境保全・防災・レクリエーション・景観形成の機能を確保
- 特に渡良瀬遊水地については、保全を前提に、観光・レクリエーション機能を活かした広域的な連携・交流の拠点として有効活用を図る。

■ 水と緑の基本構想

<水と緑の拠点づくり>

- 渡良瀬遊水地を中心に、県営三加茂山公園・道の駅みかもなど町内の観光施設、文化資源の活用
- 平地林・河川・水面などの自然環境と景観の保全を図る

<水と緑のネットワークづくり>

- 歩行系のルートづくり、河川沿いのルート活用、渡良瀬遊水地の堤防の活用による有機的な連携を図る

藤岡町農村環境計画

策定年月:平成 17 月 3 月

■ 環境保全目標 基本理念

「人と人との交流を図り、心通うまち・・・かけがいのない藤岡」

■ 基本方針

- 人と自然が関わりあい、環境新時代にふさわしい農村環境の具現化を目指す。
- 都市と農村の交流を図り、農村の振興に寄与する。
- 町民の豊かな生活は自然生態系の上に成り立っていることを認識し、積極的な環境配慮を行っていく。

■野木町（栃木県）

栃木県の南の玄関口として発展してきている。米・麦・果樹・施設園芸などの農業が盛んで全町の面積にしめる農地面積の割合も高くなっている。広々とした田園風景とともに、いたるところにみられる平地林が町の風景を特徴づけており、対象エリアの市町の中では、市町域面積に対する森林面積の割合が 7.4% と言う点も比較的高い。渡良瀬遊水地に接した湿地が「のぎ水辺の学校」として整備され、野木神社などと併せて「水と緑と歴史の町プロジェクト」が推進されている。



次ページに、藤岡町の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-5 野木町の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
		農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
25,989	3,025	1,240	832	27.5	225	7.4

産業構造の割合				年間予算 (百万円)
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	
13,024	5.87	33.55	60.06	10,822

新野木 21 計画

策定年月：平成 13 年 3 月

対象期間：平成 13 年～22 年度

■ 水と緑と歴史のまちづくり

<「水・緑」に関する施策展開の考え方>

- 思川、渡良瀬遊水地等水辺環境の利活用の促進
- 町内に散在する貴重な平地林保全のシステム構築
- 生活に身近な公園・緑地の充実
- 豊かな農業環境と共生・交流するまちづくりの促進
- 自転車・歩行者による緑のネットワークの形成促進

■ 健康と交流のまちづくり

<「交流」に関する施策展開の考え方>

- 地域コミュニティを維持・発展させ、地域住民が主体的にかかわることができるまちづくりの促進
- 都市と農村のふれあい・交流の促進
- 町内外の人々との連携促進

■ 技術と安らぎのまちづくり

<「やすらぎ」に関する施策展開の考え方>

- 平地林をはじめ、オープンスペースの拡充

凡 例	
<市街地ゾーン>	<有効利用促進ゾーン>
住宅地	促進地区
工業地	<拠点づくり>
<田園ゾーン>	まちづくり拠点
農用地	<軸の形成>
集落地	広域幹線道路(整備済)
国道沿道地	広域幹線道路(未整備)
緑地(平地林)	地域間連絡道路
	シンボル道路



土地利用構想

■ 古河市（茨城県）

関東平野のほぼ中央に位置し、広域的道路が東西南北に走り、生活や生産、流通の場として恵まれた立地条件にある。南側に利根川が流下し、西側は渡良瀬川および渡良瀬遊水地に接するほか、宮戸川や西仁連川などの河川が田園地域を南流し、水と緑豊かな自然環境をもつ。市では、自然環境を背景にして市街地・田園が広がるような、風土に根差した土地利用を推進している。



次ページに、古河市の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-6 古河市の基礎データ

人 口	市町域面積 (ha)	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
		農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
145,493	12,358	5,380	2,430	19.7	964	7.8

産業構造の割合				年間予算 (百万円)	備考 市町村合併などの経緯・予定
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)		
73,861	4.91	38.13	55.48	76,514	平成 17 年 9 月 12 日、古河市・総和町・三和町が合併。

古河市総合計画

策定年月:平成 19 年 3 月

対象期間:平成 19 年～29 年度

■都市づくりの目標

風格と希望に満ちた “ いきいき古河 ”

■将来の都市のイメージ

< 自然と共生する機能 >

- 河川や水辺、平地林は整備され、気軽に自然の恵みに触れることができる。
- 地域や企業が一体となり、身近な自然や地球環境に配慮し、省エネルギー対策などに取り組んでいる。
- きれいな空気と河川があり、自然の中で四季を感じることができる。

■土地利用構想

○ 基本的な都市構造の尊重

河川や緑地などの自然環境を背景に、市街地、田園地域が広がる本市の基本的な都市構造を大切にしたい、秩序ある土地利用を推進する。

○ 3 つの地区の特性を活かした土地利用の推進

古河地区の商業、総和地区の工業、三和地区の農業など産業の集積や、自然、歴史や文化などの特性や資源に磨きをかけ、一体的な都市として新たな魅力や活力の創造につなげる。

○ 風土に根ざした魅力ある空間づくり

地区ごとの自然環境や歴史、文化などを大切に、風土に根ざした魅力ある都市空間づくりを推進する。

■自然環境の保全

< 計画目標 >

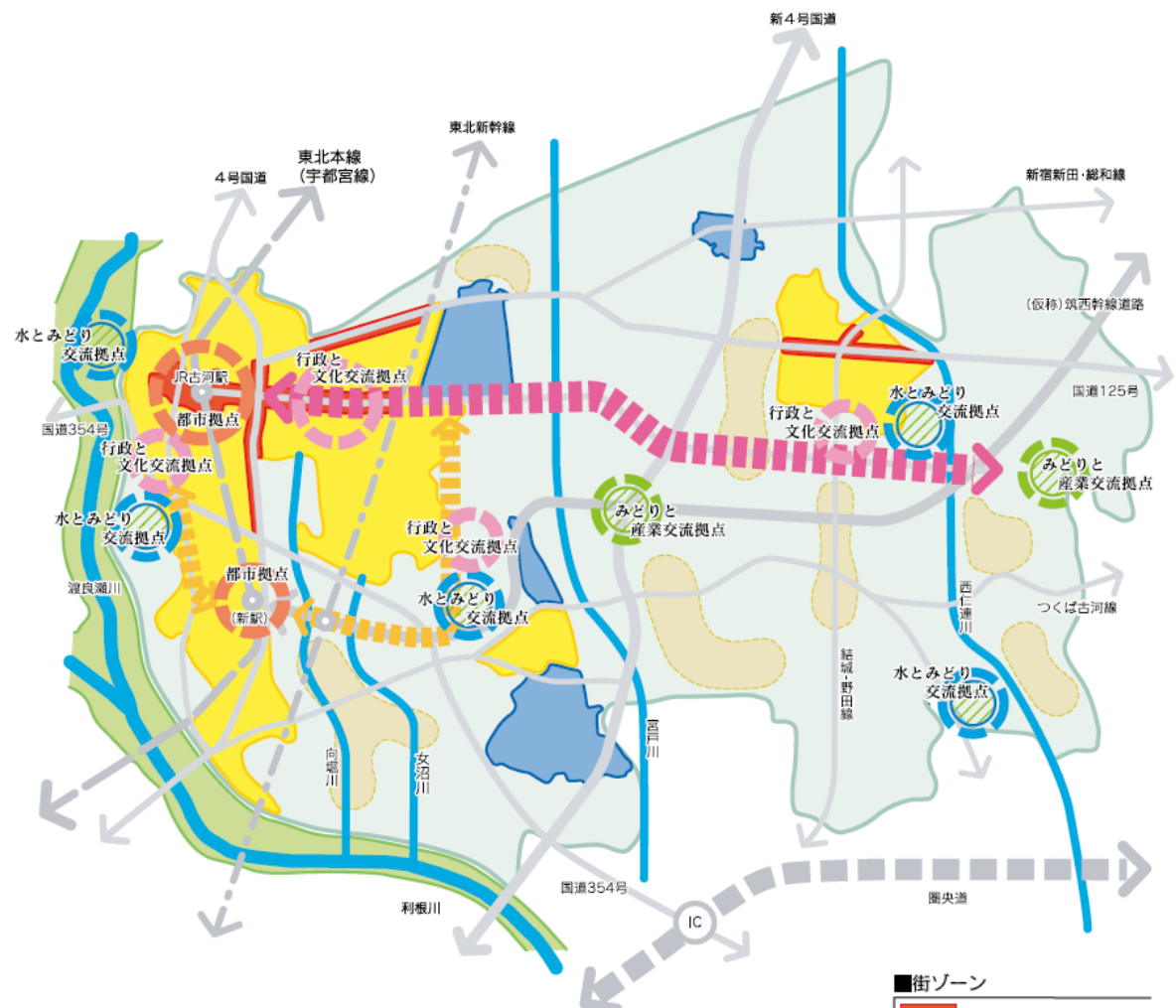
豊かな自然や田園環境を次世代に継承していくため、日常の暮らしを通して、自然環境の大切さを認識し、保全に努めていく。環境学習を実施し、市民、企業、行政が一体となって環境にやさしいまちづくりを推進する。

< 主な取組 >

- 運用環境基本計画を策定し、同計画を実施した結果と事業所、市民、行政の取り組みを公表。
- 子供が河川の水質調査、観察を行い、河川の状況や河川周辺の環境を実感する機会となる事業を推進。
- 各種事業を推進するにあたり、必要に応じて環境評価を行うなど、生態系への配慮を図る。
- わき水など市内における貴重な自然の保全を図る。
- 渡良瀬遊水地の自然の保全関係機関と連携を図って渡良瀬遊水地の自然環境の保全に努める。
- ラムサール条約湿地登録の検討ラムサール条約の湿地登録について関係市町と協議を進める。

■地域の魅力と活力を高める土地利用の推進

- 都市計画基礎調査や現況の土地利用を勘案し、適正な用途地域へ変更する。
- 都市における自然の機能を考慮して、農地集積や土地取引の指導による環境保全機能の向上を図る。



土地利用構想図



■北川辺町（埼玉県）

北川辺町は、関東平野のほぼ中央に位置し、利根川と渡良瀬川の合流地点にある「水輪のまち」である。川に囲まれているがゆえに、たびかさなる洪水に見舞われ水と格闘した歴史がある。現在では、水田面積が町の35%を占め、「うまい米と豊富な水」が財産となっている。町では水と親しめる水辺環境の整備、町内産農作物の町内循環システムを検討している。（北川辺町は平成22年3月に加須市、大利根町、騎西町と合併し、加須市となることが決定している。）



次ページに、北川辺町の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-7 北川辺町の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
		農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
12,876	2,100	967	924	44	-	-

産業構造の割合				年間予算 (百万円)
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	
6,978	8.94	34.41	55.93	5,783

北川辺町第 3 次総合振興計画

策定年月:平成 10 年 3 月

対象期間:平成 10 年～24 年度

■まちづくりの将来像

水辺に輝く田園文化の郷（まち）

■シンボル事業

< 水の郷整備事業 >

平成 7 年度に国土庁から「水の郷」に指定されたことに伴い、「水輪のまち北川辺」にふさわしい『水』と親しめるまちづくりを展開する。

○まちぐるみの水質浄化

○動植物のすめる水辺環境整備

< “エコ&リサイクル”まちづくり事業 >

○ごみの資源化や再利用などによる“循環型社会システム”の実現に努める

○ホテルやオニバスなど生態系にもやさしいまちづくりを進める

< ふれあい農業推進事業 >

○ライスパークを拠点とし、人と「農」とがふれあう事業を展開

○町内でとれた農産物が町内で消費される、“農産物の町内循環システム”をつくる

■まちづくりの『5つの柱』

< 都市基盤の整備 >

～豊かな自然と、快適な生活基盤の創造をめざして～

○水辺環境の保全・創造

○緑環境の保全・創造

○計画的な土地利用の推進

○美しい景観の保全・創造

< 生活環境の向上 >

～自然と共生する、エコ・ビレッジの創造をめざして～

○快適な環境のまちづくり

北川辺町都市計画マスタープラン

策定年月:平成 12 年 3 月 | 目標年次:平成 37 年度

■土地利用の基本方針

<親水環境、田園環境の保全>

○町を取り巻く大規模な緑地空間を背景に、田園地域の広がりや親水環境を活かした「水辺に輝く田園文化の郷」づくりを推進

<水と緑の拠点整備>

○地域の拠点や緑の資源、史跡等を結ぶ「水と緑のネットワーク」を整備

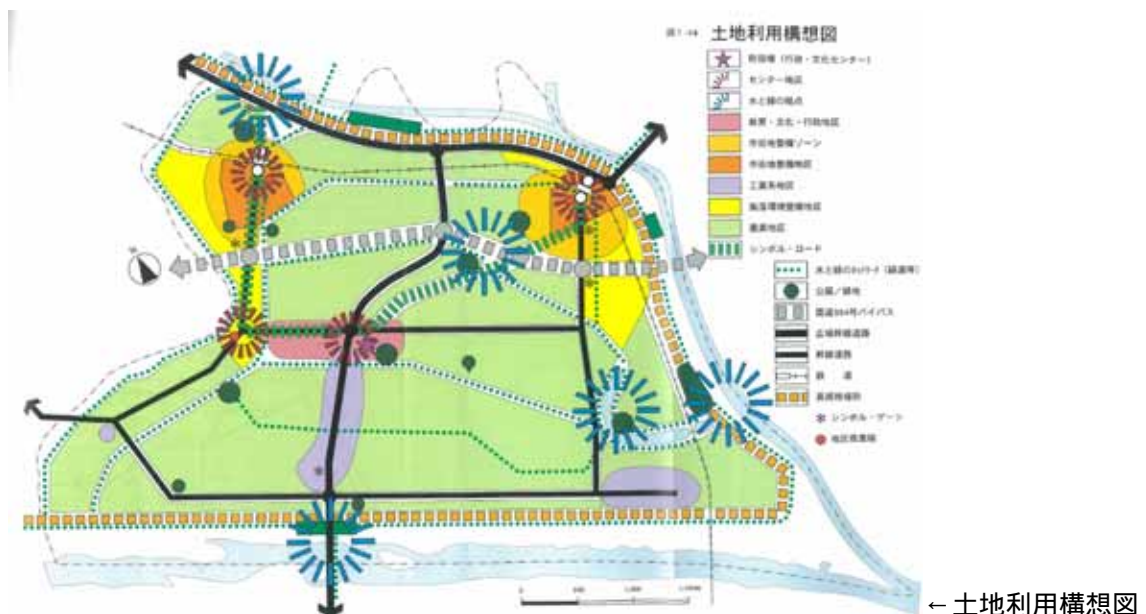
■水と緑のまちづくり方針

<水と緑の整備方針>

○利根川・渡良瀬川の都市緑地、自然系の公園としての保全と活用

○屋敷林や社寺林・水塚の、郷土の歴史的環境資源として、また多様な生物の生息環境としての保存

○渡良瀬遊水地や主要な公園を結ぶ、水と緑のネットワーク整備



北川辺町農村環境計画

策定年月:平成 14 年 3 月

■環境保全目標 基本理念

「水辺に輝く田園文化の郷づくり」「みちくさ」の花咲く、輪中のふるさとづくり＝みんなで創る人の和・水の輪・緑の輪＝～21世紀循環型社会の形成に向けて、自立と連携の北川辺町の形成～

■基本方針

- みんなで創るまちづくり～豊かな環境を支える主体的な取組の推進～
- みんなで育む川辺のまちづくり～環境への負荷の少ない循環型のまちづくり～
- みんなで彩るみどりのまちづくり～豊かな環境の保全と創造～

■板倉町（群馬県）

群馬県の最南端、渡良瀬川と利根川に挟まれた三角地帯にある板倉町は、昔からたびたび洪水・水害に見舞われ、水害の克服を通して発展してきた。農業を中心とした町であり、一次産業従事者の割合が対象エリアの市町では最も高く、群馬のウクライナと形容される。町では、水郷地帯ならではの農業や水にかかわる文化を活かした観光の振興を計画している。



次ページに、板倉町の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-8 板倉町の基礎データ

人 口 (人)	市町域面積 (ha)	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
		農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
16,044	4,184	2,210	2,030	48.5	5	0.1

産業構造の割合				年間予算 (百万円)
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	
8,573	21.91	31.61	46.47	8,190

板倉町第4次総合計画

策定年月:平成14年3月

対象期間:平成14年～23年度

■まちづくり施策

<自然環境の保全・活用と公園・緑地の整備>

- 自然環境保全地域、緑地環境保全地域の保全
- 自然環境調査の実施
- 緑のネットワークの形成

<河川・水路対策>

- 河川・水路構造の親自然化

<農業の振興>

- 有機栽培技術の開発・普及の促進及び無農薬・減農薬農業の推進

<観光の振興>

- いたくらの水郷景観保全整備など観光資源の見直しと活用
- 郷土料理および地域特産品の開発、ナマズ商品の販売促進など水産資源の観光商品化

■新規プロジェクト

<板倉ファームの創造【農業】>

- 価値あるいたくら米の創造
- いたくらブランドの創造
- 体験農業及びクラインガルテンによる販路拡大

<水と緑の回遊ルートの形成【観光】>

- いたくらの水郷景観など水にかかわる歴史的文化遺産の掘り起こし
- 回遊型水上観光ルートの整備促進
- 新たな郷土料理、特産品の開発

板倉町都市計画マスタープラン

策定年月:平成 17 年 3 月

目標年次:平成 32 年

■ 都市づくりの目標

- 豊かな自然環境、歴史、文化遺産及び風土に配慮した居住空間の整備
- 自然、歴史・文化遺産を結ぶ散策型観光や農業を通じた体験型観光等、板倉固有の観光産業の支援

■ 都市づくりの実現にむけて

- 渡良瀬川、利根川、渡良瀬遊水地、板倉川、谷田川に育まれた地形、生態系、景観について、周辺地域を含めた一体的な保全
- 「水」を活かした観光拠点の形成 ○主要産業である農業との連携
- 自然環境構成要素や歴史・文化遺産構成要素については、歩行系ネットワーク等によって連携



板倉町田園環境整備マスタープラン

策定年月:平成 14 年 2 月

■ 環境保全目標 基本理念

「光と水とふれあいの学園都市・板倉」

■ 基本方針

- 主要河川・水路の水質浄化 ○緑化・樹木の保存 ○土地利用の健全化
- 資源循環型社会の構築 ○生態系保全・親水空間の創造

対象エリアへの首都圏からのアクセスと、今後の地域振興・経済活性化の取組の際に、情報発信、商品等の販売、イベントの開催等の様々な場面で拠点となりうる施設について以下に整理する。

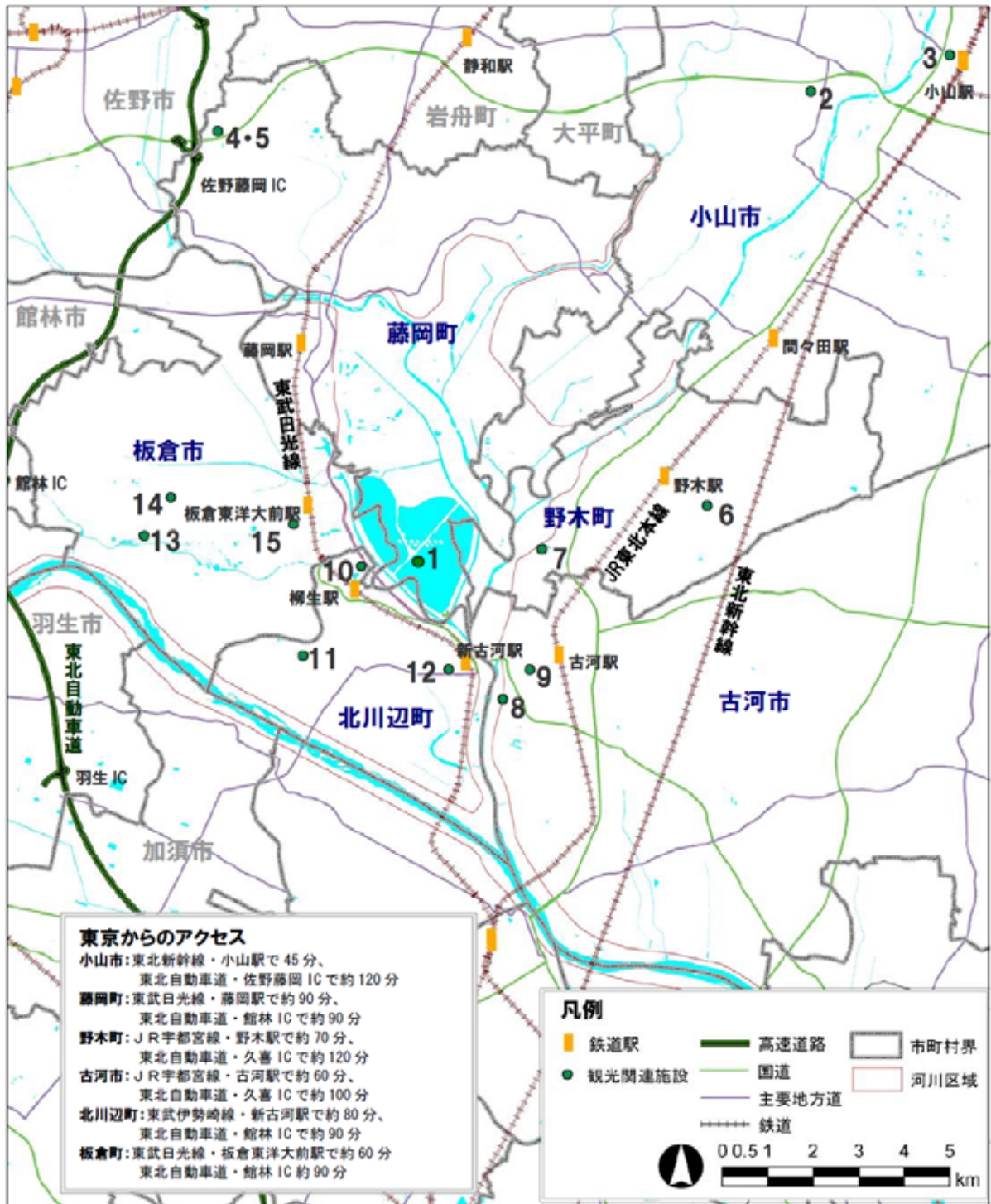


図 2-1-14 エリア内の主な集客施設と主要アクセス(図内の数字は次ページの施設一覧に対応)

表 2-1-9 エリア内の主な集客施設とその概要

	施設名称	自治体	概要
1	渡良瀬遊水地	小山市、藤岡町、野木町、古河市、北川辺町、板倉町	熱気球、ヨットやウィンドサーフィン、自然観察などが盛んに行われているほか、サイクリングコース・遊歩道が整備され、多くの行楽客が訪れている。利用者数は平成20年度に約97万人と、平成9年以降大幅に増加している。
2	道の駅「思川」	小山市	直売所では「おやまブランド」の農畜産物や加工品を販売。地元の食材を使ったイベントや子ども達を対象とした食育教室など、地産地消を進める取り組みも行っている。H20年度には年間168万人が訪れ、売り上げは10億円を超えている。
3	まちの駅「思季彩館」	小山市	平成19年旧八百忠跡地に地域のアンテナショップとしてオープン。店内では「おやまブランド」をはじめ地場ものの様々な商品や農産物の販売と、観光情報を紹介。
4	道の駅「みかも」	藤岡町	みかも山公園に隣接した道の駅。地元の新鮮な野菜や、川魚の甘露煮、地元で栽培した紫サツマイモを使ったまんじゅうなどが味わえる。年間80万人程度が利用。
5	みかも山公園	藤岡町	万葉集にも詠まれた三疊山を利用した、栃木県内最大の都市公園。カタクリ・アズマイチゲ・ニリンソウなどの山野草が自生し、花の百名山にも選定されている。
6	赤塚自然の森	野木町	地域住民が気軽に自然散策できる森林。遊歩道が完備され、自然とのふれあいやレクリエーション活動の場となっている。また、近くの小学校の学習林としても使われている。
7	野木神社	野木町	およそ1600年前、仁徳天皇の時代に建立された神社。奇祭「ちょうちんもみ」や五行の舞といった伝統的な祭りが催される。春にはニリンソウも咲く。
8	古河総合公園	古河市	渡良瀬川から東に向かって延びる「鴻巣の谷」を整備して作られた公園で、かつての利根川・渡良瀬川の合流地点を思わせる御所沼、公方様の森と呼ばれる雑木林があり、市民の憩いの場となっている。桃まつりには多くの人出がある。
9	古河歴史博物館	古河市	古河城出城跡にある博物館。常設展示として古河藩家老鷹見泉石の蘭学資料、古河の歴史、古河ゆかりの文人の書画を紹介。
10	道の駅「きたかわべ」	北川辺町	地元産新鮮野菜が沢山の農産物直売所、郷土の食材を活用した農村レストランが営業されている。自転車や双眼鏡も貸し出している。
11	ライスパーク	北川辺町	都市と農村の交流を目的として、平成7年に開業。様々な農業体験ができる。また、親水水路や湿生植物園など、かつての水田周辺で見られた環境を再現した施設がある。
12	コメットハウス米人家	北川辺町	ブランド野菜やその場で精米する「今摺り米」など、産地ならではの食材が手に入る。また、農家で作られてきた味噌や漬物、トマトやイチゴなどの農産物の加工法を研究試作している。
13	群馬の水郷	板倉町	ヤナギ山や、水生・湿性植物を中心にした保護植物や貴重な鳥、昆虫などが観察できる。また、水害時の避難用として用いてきた船場を使った「揚舟ツアー」の発着場となっている。
14	雷電神社	板倉町	関東地方に点在する「雷電神社」「雷電社」の事実上の総本社格。末社・八幡宮稲荷神社社殿は国の重要文化財。「なまずさん」は、なでると地震を除け、元気回復、自信が湧き出るとして親しまれている。
15	ふれあいファーム「いたくら」	板倉町	気軽に野菜作りを楽しめるよう、水道完備で農具や耕耘機も無料で貸し出しのある農園。年1回は園芸教室も開催。近隣には地場産の農作物や手打ちそばを楽しめる直売所「季楽里」もある。

対象エリアで進行している主要な事業

対象エリアにおいて、コウノトリ・トキの野生復帰を通じた地域振興・経済活性化策を検討する際、対象エリアを特徴づけ、かつ、多様な主体の連携が図られて取り組んでいる、既存の主要な事業・活動について、以下に整理する。

■ 渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会(国土交通省利根川上流河川事務所)

渡良瀬遊水地の治水と環境の両立した機能強化を行うことを目標とする、遊水地のランドデザインが定められたことを受け、平成 14 年度より学識者・関係自治体・地域の市民団体などからなる「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」を設立。渡良瀬遊水地の自然環境をより良くするための湿地保全・再生の方策について検討を進め、平成 19 年度からは第 2 調節池内において、専門家の指導を受けながら湿地試験が行われている。

平成 21 年度末に第 2 調節池を対象とした「渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画」の策定が予定されている。

< 湿地保全・再生計画の目標 >

多様な湿地ハビタットの形成、 治水機能の向上、 環境学習、自然観察、地域活性化資源、学術調査の場としての活用

< 湿地保全・再生計画で求められる多様な主体の参加と連携 >

(1) 環境学習、自然観察の場として利用

・環境学習プログラムの作成、行政・NPO・住民・河川管理者等との連携、役割分担

(2) 地域活性化資源の場として活用

・ラムサール湿地登録を目指し観光資源としての価値を高める

(3) 学術調査の場として活用

・一般の人の立ち入りを制限した調査区画を設定

(4) 情報共有、情報発信

・モニタリング委員会(仮称)における資料、討議内容の公表



出典：渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画の骨子(案)

■わたらせ未来プロジェクト(市民活動)

平成2年に渡良瀬遊水池を開発計画から守るために発足された、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が母体となり、足尾と渡良瀬の自然の再生を目的に、渡良瀬川流域の自然環境の保全・再生と環境保全型社会の構築をめざす「わたらせ未来基金」を平成13年に立ち上げ推進しているプロジェクト。

<プロジェクト概要>

- ・プロジェクト対象地である渡良瀬川上流の足尾は、約100年前の鉱毒事件による煙害などで大規模に森林を喪失。下流の渡良瀬湿地帯は鉱毒を受けながらも長い年月を経て広大なヨシ原となり、現在は多くの絶滅危惧種を含む生きものの生息地となり、保全・湿地再生が課題となっている。
- ・プロジェクトでは、渡良瀬遊水池のヨシを活かした地場産業のヨシズを、足尾山地の緑化に向け富栄養化に役立てるなどの活動を展開し、周辺の小学校をまきこみヨシズづくりを行うなど地域連携も活発に行っている。また、渡良瀬湿地帯の湿地再生をめざし、学術機関や周辺の学校とともに学校ビオトープを利用した植物調査研究・環境教育も行っている。
- ・渡良瀬遊水池の湿地再生・保全の目標として、コウノトリが野生復帰できるような、健やかで豊かな自然環境を40年間かけてとりもどすことを活動目標としている。



“ラムサール条約登録湿地”に向けた動き(市民活動)

「谷中村の遺跡を守る会」「小山の環境を考える市民の会」「渡良瀬の環境を考える会」「田中正造大学」「日本野鳥の会栃木県支部」「ラムサール条約湿地を増やす市民の会」等の渡良瀬遊水地周辺で活動する 6 つの市民団体が連携し、渡良瀬遊水池のラムサール条約登録に向けた署名活動、関連自治体への働きかけを行い、実現に向けた盛り上がりができています。

<ラムサール条約登録のメリット>

1. 国際的に重要な湿地と認知され、世界に知られる。
2. 国際基準の保護管理計画が立てられ、将来にわたっての保全が可能になる。
3. ビジターセンターをはじめ施設整備により、野外博物館として活用できる。
4. 総合学習や、生涯教育の場として環境教育で活用される。
5. 海外登録湿地と姉妹提携交流ができる。
6. 過剰利用にならない範囲でバードウォッチング、釣り、カヌーなど観光に役立てられる。
7. 水系全体を視点として、新たな産業が組み立てられる。
8. 地域の自然と文化の発信地とすることにより、郷土の誇り、地域おこしとなる。



出典：(左)日本野鳥の会栃木県支部 HP、(右)渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会 HP

各自治体内での既存の取組

対象エリアにおいて、コウノトリ・トキの野生復帰を通じた地域振興・経済活性化策を検討する際、各自治体内で、既に取り組んでおり、今後の野生復帰プロジェクトの際に連携することが望ましいと考えられる以下の取組について概要を整理する。

表 2-1-10 各自治体内での連携が考えられる既存の取組

	取組	活動拠点	主体
1	特別栽培のブランド米づくり	小山市	地区生産農家
2	里山再生エコツアー	藤岡町	NPO 法人渡良瀬エコヴィレッジ
3	観光ボランティアガイド	古河市	古河市観光ボランティアガイド協会
4	水辺の学校	野木町	利根川上流河川事務所
5	“水郷いたくら”観光振興・交流プロジェクト	板倉町	板倉町
6	渡良瀬遊水地アクリメーション事業	渡良瀬遊水地	(財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

1. 特別栽培のブランド米「生井っ子」

取組地	小山市・生井地区	取組主体	生井地区生産農家
取組概要	渡良瀬遊水地に隣接し、市内でも水田が多く田園風景の広がる生井地区の農家 22 軒が、他地域の米との差別化を図って立ち上げたブランド。減農薬・減化学肥料・食味値検定済みの特別栽培米として、2005 年より 37ha の農地で生産を開始し、「農地・水・環境保全向上対策」を活用すると共に、小山市の推奨する「小山ブランド」にも認定されている。 ○JA おやま生井支所の協力のもと現地検討会等を開催し、グループ内の栽培技術の向上や均一化、品質の向上に努めている。また、生産者自ら、道の駅などでの各種イベントの即売会や宣伝活動に参加し、地道な活動により消費者の認知度と評価を高めている。 ○安全・安心のおいしい米として、毎年購入する固定客も増えはじめ、10kg、4,800 円という高単価での販売も軌道に乗り始めている。 写真出典: (左)NOSAI とちぎホームページ (右)JA おやまホームページ		



2. 里山再生を目指したエコツアーの実施

取組地	藤岡町	取組主体	NPO 法人渡良瀬エコヴィレッジ
取組概要	平成 19 年に、日本古来の循環型の生活の実現を目指して里地里山の再生に取り組む NPO 法人として設立した渡良瀬エコヴィレッジは、渡良瀬遊水地から約 2km に立地する日本家屋「あき津亭」を拠点に、日本古来の循環型社会の知恵を体験するイベントやエコツアーを実施している。 ○ツアーは、「有限会社リポーン」との共同で、渡良瀬遊水地やあき津亭をフィールドに自然観察と昔の暮らし体験などを組み合わせて開催 写真出典: (左) (中)NPO 渡良瀬エコヴィレッジ、(右) (株)リポーンホームページ		



3. 市民による観光ボランティアガイド

取組地	古河市	取組主体	古河市観光ボランティアガイド協会
取組概要	平成 8 年に案内人養成講座を終了した有志 25 名でガイド協会を立ち上げ、歴史と伝統の息づくまち・古河を訪れる来訪者に喜んでもらえるよう、「ふるさと案内人」として市内の歴史名所や渡良瀬遊水地等を案内。 ○現在 15 名のガイドが活躍中で、市内の観光協会や、観光案内所に常駐し、個人・団体の希望に併せたコースを無料で案内している。 < ガイドツアー対象地 > 古河総合公園、渡良瀬遊水地、文学館、古河歴史博物館、頼政神社、武家屋敷跡 篆刻美術館、正定寺（土井利勝墓所）古河公方館跡、鷹見泉石記念館		



写真出典：古河市観光協会ホームページ

4. のぎ水辺の学校

取組地	野木町	取組主体	利根川上流河川事務所
取組概要	平成 17 年 12 月に「のぎ水辺の楽校推進協議会」が立ち上がり、子供達が安全で楽しめる自然体験・学習の場、周辺の文化財等の歴史にふれる総合的な学習の場として、渡良瀬遊水地に接した思川浄化センター付近の湿地帯に「のぎ水辺の楽校」を整備中。 ○平成 22 年度の完成を目指し整備が進む中、21 年 8 月には湿地帯を横切る木製の遊歩道が完成し、植物や昆虫を観察ができる。 ○野木町では、完成後は「水と緑と歴史の町プロジェクト」として、渡良瀬遊水地や野木神社など周辺の拠点とのネットワークを図っていく予定。		



写真出典：利根川たより No.132

5. “水郷いたくら”観光振興・交流プロジェクト

取組地	板倉町	取組主体	板倉町
取組概要	利根川、渡良瀬遊水地に挟まれた低湿地帯で、水害とともに生き、水と共生する文化、生活習慣を育んできた「水郷いたくら」として、東京から 60km 圏内という恵まれた交通の便を活かし、首都圏からの集客を目指す観光振興に積極的に取り組んでいる。 ○平成 13 年より開始している揚舟運航ツアーは、かつて洪水に見舞われた際に人命救助や穀物運搬・水見舞・連絡等のために使用していた「揚舟」を活用し、「群馬の水郷」園内の原生林を周遊するツアー。人気の高い観光資源となっており、「コスモスまつり」と連携した集客により、地域の活性化を図っている。 ○平成 17 年～19 年にかけては、観光振興計画策定にあたり、東洋大学と板倉町商業振興課が連携し観光振興のための共同研究を行い、「水文化」「水辺」に注目し、雷電神社周辺での水辺の復活によるコウノトリの生息できる環境整備などの検討も提案。 写真出典：板倉町ホームページ		



6. 渡良瀬遊水地アクリメーション振興事業

取組地	渡良瀬遊水地	取組主体	(財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団
取組概要	渡良瀬遊水地の治水、利水上の機能を保持しつつ、レクリエーションと環境教育の場とすることを目指し自然観察ゾーン、親水ゾーンなど 8 つのゾーニングを行い施設整備、交流事業を実施。1988 年に遊水池周辺の自治体が連携し、渡良瀬遊水地の施設管理のために第 3 セクターの(財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団を設置し、渡良瀬遊水地クリーン作戦や遊水地座談会、環境学習発表会、ヨシ焼きなどの開催を行っている。 < 主な事業 > ○ 渡良瀬遊水地希少種の保全手法 ○ 遊水地の機能・環境等の広報 ○ 渡良瀬遊水地湿地資料館の運営 資料館では、遊水地の変遷や草花・野鳥の写真・湿地模型・湿地の生産物等を展示 ○ 熱気球大会やトライアスロン大会、ヨシ焼き等のイベント開催の調整 写真出典：渡良瀬遊水地ホームページ		



対象エリア内で活動する市民団体

対象エリアにおいて、地域振興・経済活性化に限らず、野生復帰プロジェクト推進のための社会環境づくりをしていく際に、市民の取組参加を促す入口とするために連携していくことが望ましい団体について、以下に整理する。

表 2-1-11 活動団体の一覧

No	団体名	活動目的・概要	主な活動場所
	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会	遊水池の素晴らしさを多くの人に伝え、開発を阻止する科学的データを収集することを目的に、講演会、自然観察会、タンチョウか、環境調査、行政機関との交渉、署名運動などを実施している。 協議会を母体に、わたらせ未来プロジェクトが発足	渡良瀬遊水池他
	小山の環境を考える市民の会	ゴミ処理問題、廃棄物問題から、農業・食料の安全、自然環境の保全など広く小山市内の環境問題についての活動を展開。 定期的な講演会・勉強会の開催の他、市内の環境パトロールや、渡良瀬遊水池の探訪見学会などを開催し、市民に遊水池の重要性、ラムサール条約登録に必要性などを伝えている。	小山市・ 渡良瀬遊水池
	田中正造大学	渡良瀬川鉋毒事件と闘った田中正造の思想を定期講座とフィールドワークで学ぶ市民大学。渡良瀬川流域の自然と歴史を学ぶ探訪コースなども整理している他、足尾・渡良瀬川流域で活動する8団体と連携を図り、講演会やフィールドワーク、現地の案内なども行っている。	足尾～谷中村までの渡良瀬川流域
	NPO法人渡良瀬エコビレッジ	日本古来の循環型の生活に基づく暮らしを目指して活動する団体。衣・食・住のあらゆる場面で生活提案や体験の場を提供し、エコツアーなどの環境教育・体験学習イベントを企画運営している。	藤岡町・佐野市 渡良瀬遊水池周辺
	渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会	渡良瀬遊水池周辺で活動する、の団体や、日本野鳥の会栃木県支部、渡良瀬の環境を考える会、谷中村の遺跡を守る会、ラムサール条約湿地を増やす市民の会の6つの団体でラムサール条約登録に向けた活動を展開。関連自治体への働きかけや、署名運動、普及広報のためのシンポジウム、イベント開催を行っている。	-

2)荒川流域エリア

対象エリア内の自治体に関する基本情報

荒川流域エリア内の 6 自治体について地域特性を把握するため、各自治体の概要、基本計画で示されているまちづくりの方向性について整理を行う。

■ 鴻巣市

埼玉県ほぼ中央の荒川左岸に位置し、市南西部を日本一の川幅(2,537m)を有する荒川が流れ、関東ローム層や荒川沖積層からなる肥沃な土地で、気候にも恵まれ、花卉や果樹などの栽培に適している。

江戸時代には中山道の宿場町として栄え、370 年余の伝統を誇る「ひな人形のまち」として、また近年では「花のまち」としてもその名が知られている。現在では首都圏 50km 圏内という地理的条件に恵まれ、東京のベッドタウンとして、人口が増加し、県央部の中核都市として発展を続けている。



写真：荒川旧川・明秋地区

次ページに、鴻巣市の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-12 鴻巣市の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
（人）	（ha）	農地面積 （ha）	水田面積 （ha）	水田割合 （％）	森林面積（ha）	割合（％）
118,851	6,749	3,190	2,520	37.3	35	0.5

産業構造の割合				年間予算	備考 市町村合併などの経緯・予定
全就業者数 （人）	1 次 （％）	2 次 （％）	3 次 （％）	（百万円）	
59,344	4.3	27.1	66.9	54,266	平成 17 年 10 月 1 日吹上町、川里町が鴻巣市に編入

第5次鴻巣市総合振興計画

策定年月:平成 19 年 3 月

対象期間:(前期)平成 19～23 年度、(後期)平成 24～28 年度

■課題 暮らしやすい環境の整備

緑と水に恵まれた豊かな自然環境は本市にとって極めて貴重な財産。この財産を最大限に生かしなが
ら、よりうるおいのある豊かな環境づくりが求められている。

■政策:安全・安心でゆったりと暮らせるまちづくり(暮らしやすい環境の整備)

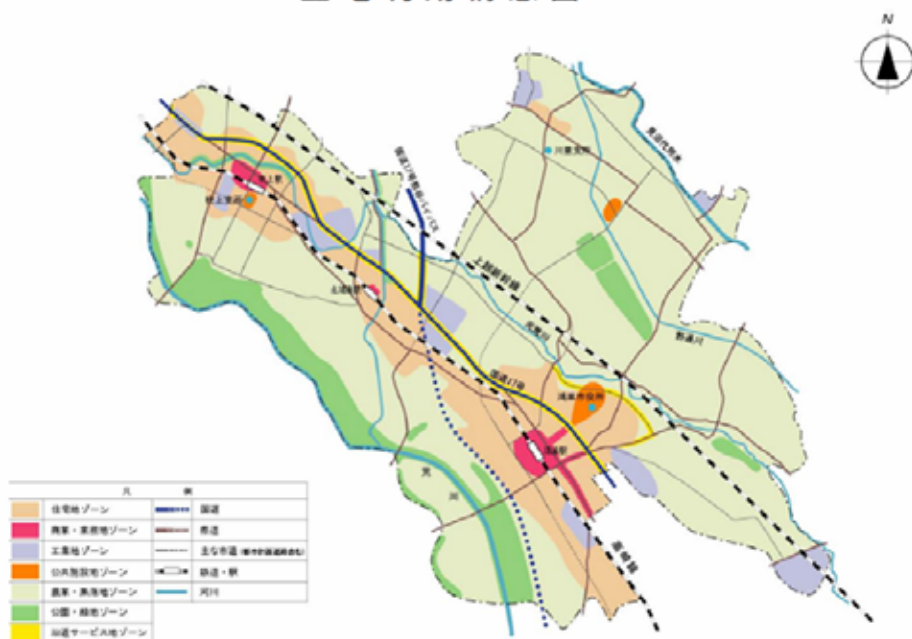
ねらい:緑地が保全され、自然とふれあうことができる。

公園・緑地面積:「現状値 61.16ha (H17 年度)」→「めざそう値(前期) 70.00ha (平成 23 年度)」

■基本事業

- ・緑の保全と創出
- ・安全で快適な公園管理の推進
- ・市民主体の緑化活動の推進

土地利用構想図



鴻巣市都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月

対象期間:平成 8 年～27 年

■課題

- ・既存の優良農地や自然・レクリエーション空間を保全するとともに、市の魅力向上に向け、農地や自然環境と調和した新たなレクリエーション空間を創出していく必要がある。
- ・貴重な資源である地域の水と緑のネットワーク化を図り、より市民が水と緑を身近に感じることができるような整備を進める必要がある。

■全体構想

- ・水と緑のネットワークの形成

本市では、市内の主要な水と緑を「面的な要素」「線的な要素」「点的な要素」の 3 つに区分し、その整備・保全を図る。本市を、身近に水と緑を感じることができる安全で快適なまちとするため、市内に水と緑の要素を適切に結びつけた水と緑のネットワークの形成を図る。

- ・農地・集落地

優良な農地との健全な調和 災害防止の観点から必要な市街化の抑制
自然環境形成・レクリエーション空間の創出

鴻巣市緑の基本計画

策定年月:平成 21 年 3 月

対象期間:平成 8 年～27 年

■基本方針

- ・原風景としての田園・河川敷等の緑を守り・活用
- ・魅力ある公園・緑地整備を推進
- ・水と緑のネットワークを形成

■環境保全系統の緑地配置方針

- ・荒川・元荒川・野通川・見沼代用水等の河川・水路を、本市の水の骨格軸とし、生物多様性に配慮した良好な水辺環境の保全と創出を図る
- ・市街地を包み込むように広がる農地を保全する。河川周辺や市街地内に散在する雑木林等は自然景観の中心的な要素として保全
- ・市域全域をとおして、公園・緑地・緑道・樹林等を適性に配置。ヒートアイランド現象の低減化や雨水循環の促進。特に市街地部においては、現地の状況に勘案しながら屋上緑化等の取り組みを検討
- ・寺社の緑地、屋敷林等は、市街地内で身近に自然とふれ合える貴重な自然環境として保全

■基本的な施策

- ・原風景としての田園・河川敷等の緑を守り・活用
 - 樹林・樹木の保全（緑化推進条例に基づく保護、市民緑地化・都市緑地化の取り組み）
 - 農地環境の保全（生産緑地地区の保全と活用）
 - 水辺の緑地の保全（河川環境の保全）
- ・魅力ある公園・緑地整備を推進
 - 公園・緑地の魅力の向上（公園再整備の推進）
 - 公園・緑地の整備（都市公園の適切な配置・整備、緑地の配置・整備）
- ・水と緑のネットワークを形成
 - 機能別ネットワーク形成の推進（レクリエーションネットワークの形成、防災ネットワークの形成）



鴻巣市環境基本計画

策定年月:平成 20 年 3 月

■ 環境の保全と創造についての基本理念

環境の恵沢の享受と将来世代への継承のための環境の保全及び創造

- ・ 環境への負荷の軽減による持続的に発展することができる社会の構築

■ 環境まちづくりの課題

- ・ 水と緑を生かした鴻巣の環境基盤の保全・創造
- ・ 環境まちづくり推進のための意識啓発と仕組みづくり

■ 望ましい環境像

- ・ 田園と荒川・元荒川の自然に親しみ、花と緑に彩られたまち

■ 基本目標

自然を身近に感じるまちづくり

目標の実現に向けた基本方針

- ・ 農地の保全・活用 ・ 荒川、元荒川自然軸の保全・再生 ・ 都市緑化の推進

鴻巣市 田園環境整備マスタープラン

策定年月:平成 16 年 1 月

■ 環境保全対策のあり方

○ 環境に調和した土地利用計画

- ・ 緑地等の自然は農村地域においても計画的に保全する必要がある
- ・ 伝統的な農村景観は非農家の市民にとっても貴重な資産であることが認識されている
→ “ 生産・生活・自然 ” の調和のとれた土地利用が求められている

○ 環境に配慮した土地改良施設整備

- ・ 用排水路・ため池・農道・圃場の整備では、親水施設・地域に生息する希少種の保護・自然環境学習施設等を取り入れる。
- ・ 伝統的な農村景観や自然環境の再生等を図る。
- ・ 連続した水と緑のネットワークが形成されるように計画する。
- ・ 整備後の一定期間は環境の状況を調査し、必要があれば手を加える等のアフターフォローが重要。

○ 環境への負荷の軽減対策

- ・ “ きれいな水と空気・健康な土 ” のため、化学肥料や農薬の使用の低減、廃棄物の再利用、排水の浄化など環境負荷の低減を目指した循環型農村づくりを進める
- ・ 環境配慮 5 原則に基づき動植物の生息域を保護し、生物の多様性を保全する

■北本市

埼玉県中央部の荒川左岸に位置し、大宮台地のほぼ平坦な地形上に発展し、谷津や雑木林など、魅力ある豊かな自然を多く残している。市の中央部を国道 17 号や JR 高崎線が縦断し、これに沿って市街地が形成されている。さらに、その外側には緑豊かな田園地帯が広がり、西側は荒川に接する。昭和 30 年代には、1 万人台の人口だったが、首都圏 45km 内にある立地条件に恵まれ、現在では 7 万人を超える人口規模となっている。



写真: 北本自然観察公園

次ページに、北本市の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-13 北本市の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地 (市町全域)			森林(市町全域)	
(人)	(ha)	農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積(ha)	割合(%)
70,138	1,984	669	216	10.9	99	5.0

産業構造の割合				年間予算
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	(百万円)
34,677	1.8	24.6	69.5	27,962

第四次北本市総合振興計画 基本構想・中期基本計画

策定年月:平成 18 年 3 月

対象期間:(前期)平成 18～21 年度、(中期)21～24 年度
(後期)24～27 年度

■これからの社会の展望: <環境にやさしい暮らし、多様な生物との共生>

生活レベルの向上と引き換えに、大気や水質の汚染、地球温暖化を招いてきた生産や暮らしのあり方の反省に立ち、それぞれの地域でモノやエネルギーの使用を抑え、ゴミや二酸化炭素などの排出を規制し、地域で可能なエネルギーを生み出すなどの取り組みが進んでいる。自然との共生の中で住み慣れた都市に暮らし、みどりの環境を次代に手渡すまちづくりに向けた努力が必要となっている。

■将来都市像:緑にかこまれた健康な文化都市

■土地利用別整備方向

- ・農地:優良農地の保全や観光農業等の推進を図るとともに、今後の動向を見極め、適正な土地利用に努める。
- ・公園・緑地:景観、健康づくり、レクリエーション、防災、交流の場等多面的な利用を推進する。

■施策の大綱

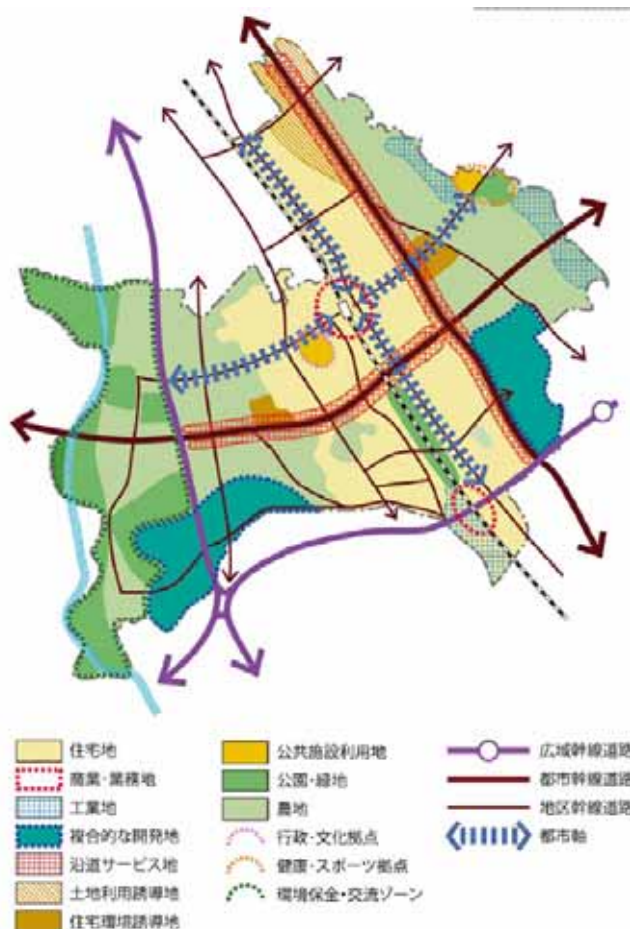
・緑輝くまちづくり

本市の財産である緑の環境の保全・活用を基調に、バランスある土地利用と、都市景観の形成を通じ、美しい住宅都市としての魅力を高める。

・環境にやさしいまちづくり

豊かな緑を次代へと引き継いでいけるよう、多様な生物が棲む市内の自然環境を知り、守り育てていくとともに、資源を大切にし、ごみの減量やリサイクルを推進するなど、環境にやさしいまちづくりを進める。

- 1 バランスある土地利用の推進、
- 2 豊かな住環境と都市景観の形成、
- 3 資源循環型の環境にやさしいまちづくり、
- 4 公園・緑地の整備



北本市緑の基本計画	
策定年月:平成 18 年 3 月	期間:(前期)18～21 年度、(中期)21～24 年度、(後期)24～27 年度
■将来都市像:緑ではぐくむ快適な都市づくり ■基本的課題 ・市内に広がる田園空間屋敷林、樹林地、荒川等の水辺空間などの恵まれた環境を活かした整備や開発、保全を行う必要がある。 ・安心して、遊びくつろげる身近な公園や緑地等を整備する必要がある。 ・環境保全、レクリエーション、防災、景観の 4 つの視点からの総合的かつ計画的な公園・緑地づくりと相互のネットワークづくりを行う必要がある。 ■基本理念及び基本方針 緑の回廊まちづくり『グリーンネットワーク北本』 大きな緑の輪、小さな緑の和を創造しネットワークする都市づくり《緑地整備》 ・緑の拠点をつくり育てる・憩い楽しむ公園を増やす・自然環境と共生したまちづくり・農業と共生したまちづくり・北本らしい花と樹木の街をつくる・北本市民の緑の意識を高める	
北本市環境基本計画	
平成 11 年 3 月策定、(21 年 3 月改訂)	計画期間平成 12 年度～平成 27 年度:
■課題 長期的な目標:自然と人間の共生する環境 北本市は、都市化の進展などによって、雑木林・荒川の清流・農地・谷津など多くの自然環境が失われつつある。私たちには、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任がある ■重点的取組 ・雑木林の保全と創造 (1)雑木林の保護・保全:保護地区などの指定、雑木林の保全方策の検討、環境影響評価制度の適切な運用 (2)雑木林の維持管理:市民参加による雑木林の管理支援、不法投棄の監視体制強化 (3)雑木林を生かした環境教育・環境学習:学校における環境教育・環境学習の充実、環境学習・環境教育機会の創出など ■施策展開の方針 長期的な目標【自然と人間の共生する環境】 ・自然環境の保全と創造:北本のシンボルである雑木林をはじめ、湧水・谷津など豊かな自然環境を大切にすまちにす。 ・自然性の高い水路や河川敷の保全と創造:自然性の高い荒川河川敷を大切にする。また、市街地の水路の自然回復を図るまちにす。 ・豊かな農地の保全と創造 ・野生生物の保護 ・豊かな都市景観の創造	

北本市 田園環境整備マスタープラン

策定年月:平成 19 年 3 月

■基本方針「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」

1. 身近な自然環境の保全

- ・ 生態系に配慮した水路整備
- ・ 計画に配慮した道路整備
- ・ 田園環境に配慮した農地整備

2. 人と自然が共生する社会の形成

- ・ 住民参加による環境保全

3. 田園都市環境の観光・交流への活用

- ・ 市民農園
- ・ 緑地や史跡をめぐる散策道整備
- ・ 農産物直売所



■ 桶川市

埼玉県中央部の荒川左岸に位置し、市域の多くは大宮台地の上にある。市の西側、川島町との市町境付近に荒川、旧川田谷村と旧桶川町との境に江川が流れ、市の東側、菖蒲町との市町境に元荒川が流れる。

その昔、江戸から 10 里、近隣からの農産物の集散地という地の利を得て、中山道の宿場町として栄えた。明治以降は、麦、さつまいも、紅花などの集散地として栄え、堂々たる蔵造りの店が現在も残り、当時の繁栄を今に伝えている。



次ページに、桶川市の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-14 桶川市の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地 (市町全域)			森林(市町全域)	
		農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
75,063	2,526	868	292	11.6	95	3.8

産業構造の割合				年間予算
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	(百万円)
36,322	1.9	24.8	71.3	31,372

桶川市第四次総合振興計画	
策定年月:平成 19 年 2 月	対象期間:(前期)平成 13～17 年度、(後期)平成 18～22 年度
■緑と景観の創造 <基本方針>:市民の景観意識の高揚を図るとともに、市民と行政が協力して桶川の豊かな自然、歴史、文化を生かし、桶川らしさの原風景となる良好な景観の創出に努める。 <主要施策> 1. 緑の基本計画の推進 2. 景観の保全・創造:荒川近郊緑地保全区域、江川周辺地域、ふるさとの森、市民緑地、斜面林・屋敷林などの緑地を保全するとともに、景観の保全・創造を促進する。 ■公園・緑地 <基本方針>:うるおいとやすらぎのある都市環境を創出するため、地域の状況に対応しながら都市公園の整備を着実に推進する。また、市民の理解と協力のもとに、市内に残された緑地の保全に努め、緑を育てるまちづくりを進める。 <主要施策> 1. 公園の整備 2. 緑地の保全 (1) 荒川近郊緑地保全区域・江川周辺地域:荒川及び江川の周辺は、水と緑の貴重な空間を形成しており、多様な動植物の生息域であることから、活用のための最小限の整備は除き、その保全に努める。また、近郊緑地保全区域の拡大をめざす、(2) 保存樹林・保存樹木の指定、(3) 保存制度・方策の推進	
桶川市環境基本計画	
平成 12 年 3 月策定	目標期間:平成 12 年～22 年
■桶川市の目指す環境像 持続的発展が可能な社会の構築を目指し、「自然からの資源採取量を減らすこと」、「循環の仕組みを正常にすること」により、「地球環境にやさしいまち」を築く。 ■地域の自然の保全・再生基本方針 緑豊かな市街地の整備や、緑地の計画的な保全により、緑のネットワークをつくり、地域固有の生態系を保全する。 ■環境目標 緑のネットワークを形成する。 多様な生物が生息できる水辺環境を再生する。 市民の雑木林を育む。 ■対策の方向性 ・緑地の計画的な保全・管理 ・多自然型河川整備の推進 ・生態系に関わるデータベースの整理と公開	

桶川市都市マスタープラン

平成 9 年 5 月策定

目標年次:平成 37 年(2025 年)

■ 将来都市像

- ・全体としての生活環境の質を確保できるよう、環境の保全とバランスのとれた開発を誘導する。

■ 課題<緑の保全>

- ・地形や現存する動植物、史跡など貴重な自然資源や歴史資源、環境資源の保全・活用
- ・社寺林、斜面林、平地林、屋敷林などの緑の保全・活用

○ 緑豊かな都市整備の方針

- ・都市公園・緑地等の緑の公共空地を整備
- ・法的に土地利用を規制して既存林などの永続的な保全を図る地域制緑地の指定
- ・道路や公共施設まわりなどの緑化の充実

○ 緑のネットワークの形成方針

川、レクリエーション、防災・環境保全、歴史資源の 4 つのネットワークの形成を目指す

■ 地域別構想

<川田谷地区>：川と田と谷を守り独自の文化を発信する桶川のおアシス

サクラソウの生息地をはじめとする貴重な歴史資源や自然資源が残されており、都市づくりにいかしていくことが求められている

・土地利用の方向性：原則的に市街化調整区域を継続し、緑豊かな田園観光の保全と大規模道路の建設等による適正な開発との調和を図る

・荒川河川敷の保全・活用、江川流域の保全・活用

<江川下流地区>：江川の多自然型改修と遊水池（氾濫原）の確保を併せた環境保全型の空間整備

■ 緑豊かな都市整備ならびに景観形成方針図



桶川市緑の基本計画

策定年月:平成 18 年 3 月

対象期間:(前期)18～21 年度、(中期)21～24 年度、(後期)24～27 年度

■緑地の状況

主に市街化区域とその緑辺の緑とオープンスペースの総合的な保全計画を定め緑化に取り組んできたが、現在も年々減少傾向。荒川や江川、元荒川などの河川やその周辺は、特に重要な生息域となっており、生態系ピラミットの高次消費者に位置付けられているオオタカなどの猛禽類、ホンダヌキやホンダイチなどのほ乳類などが確認されている。また、江川下流域にはサクラソウやチョウジソウ、サワトラノオなどの絶滅が危惧されている湿地性植物が残る貴重な場所もある。

■緑のまちづくりの基本方針と施策

1.「緑の軸線」の保全、「公共空間の緑」の整備に関わる基本方針及び施策

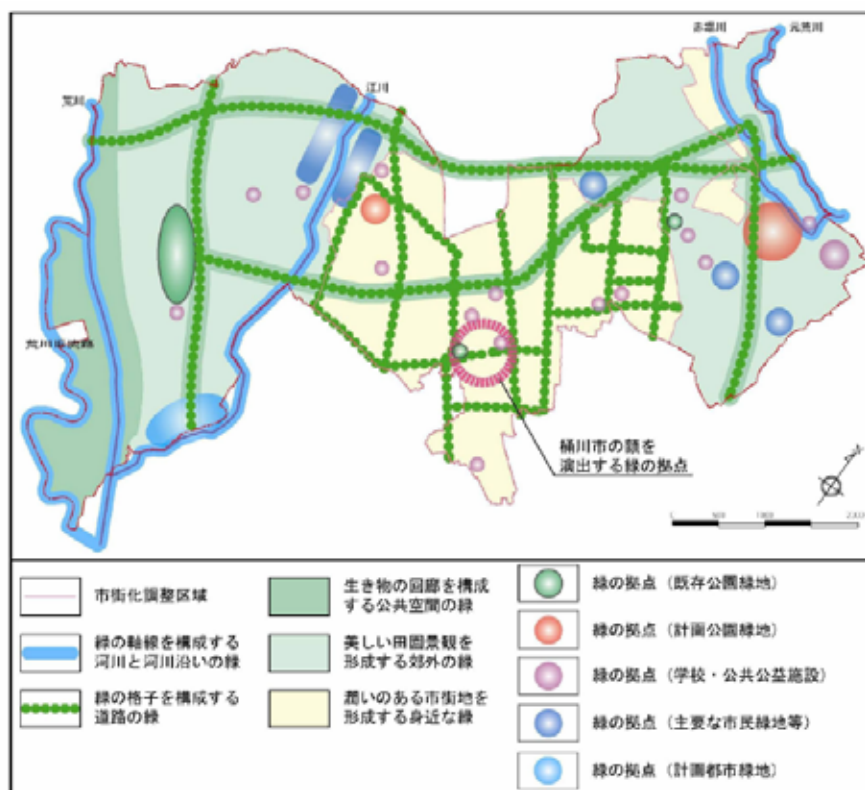
<基本目標 1>「緑の軸線」を保全し、生き物の回廊となる「公共空間の緑」が整備されたまちづくりを進める。

- ・河川と道路による「緑の格子」づくり
- ・公園緑地や公共公益施設の緑による「緑の拠点」づくり
- ・多様なレクリエーション需要に対応する公園緑地などの創造と活用
- ・「公共空間の緑」による「生き物の回廊」=ピオトープネットワークの形成

2.「郊外の緑」の保全、活用に関わる基本方針及び施策

<基本目標 2>美しい田園風景を形成し、緑の資源として貴重かつ豊かな「郊外の緑」を保全、活用するまちづくりを進める。

- ・多くの動植物の生息域となっている「郊外の緑」の現況把握
- ・水害発生を防ぐ保水機能を持つ緑の保全
- ・樹林地及び樹林地と一体となった農地などによる「郊外の緑」の保全と活用
- ・地域の文化・歴史など一体となった樹林地などの保全と活用



■ 吉見町の概要

埼玉県ほぼ中央の荒川右岸に位置する。都心から50km圏にあり、東武東上線や、関越自動車道などへ容易にアクセスできる。西北部の比企丘陵を除いては広く開けた低地帯で、かつては、荒川、市野川などの氾濫による水害に悩まされたが、昭和13年にすべての堤防が完成した後は、肥沃な穀倉地帯となっている。丘陵地一帯は、「県立比企丘陵自然公園」に指定されており、吉見百穴や八丁湖周辺に散在する黒岩横穴墓群などは、「古墳時代を代表する」貴重な史跡として注目されている。



次ページに、吉見町の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-15 吉見町の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
		農地面積 (ha)	水田面積 (ha)	水田割合 (%)	森林面積 (ha)	割合 (%)
21,859	3,863	1,530	1,220	31.6	236	6.1

産業構造の割合				年間予算
全就業者数 (人)	1 次 (%)	2 次 (%)	3 次 (%)	(百万円)
11,812	9.3	34.0	56.0	10,412

吉見町総合振興計画		
策定年月:平成 18 年 3 月		目標年次:平成 22 年度
■土地利用構想 計画の基本的条件 ・丘陵部・緑と歴史の回廊：丘陵部については、県立比企丘陵自然公園にも指定されており、百穴、ため池など文化遺産や自然の宝庫であることから、「美しい緑と歴史の回廊」と併せてみどりの保全・形成を図る。丘陵部の採土跡地については、みどりの復元を図り有効利用に努める。 ■基本計画 ・緑地の保全 (1) 屋敷林・水系緑地・吉見丘陵の保全集落の屋敷林が連なる田園景観の維持に努めるほか、神社・寺・屋敷林等の巨木を、町指定として保全する。荒川・市野川の堤防、桜土手、ため池等については、ピオトープ型の整備を行うなど、生物の生息に配慮しつつ環境の保全に努める。また、吉見丘陵の自然や歴史的環境を保全するため、条例制定を含めた規制の強化を図る。 (2) 公共施設等の緑化 公共施設など緑化の方針を明確にし、緑化協定や地区計画制度の活用を図る。 また、みどり豊かな生活環境を形成するため、「みどりの基本計画」を策定し、住宅地への緑化推進のための助成制度について検討する。		
吉見町都市マスタープラン		
平成 14 年 3 月策定、		目標年次:平成 32 年度
■公園・緑地の整備方針 ・都市基幹公園：八丁湖公園は緑の保全を図るとともに緑と歴史の軸（回廊）を形成する散策路の整備を推進する。 ・住区基幹公園：地域のバランスを図りつつ、身近に利用できる住区基幹公園の整備を推進する。 ・都市緑地：吉見総合運動公園、南部緑地などの緑地は、緑と歴史の軸（回廊）を形成しており、散策路の整備と環境の保全を図る。 ・その他の公園・緑地：吉見丘陵の自然や歴史環境を保全するため、条例制定を含めた規制の強化を図る。 ■都市景観形成の方針 ・田園風景を保全する景観の形成：集団的な優良の中にある屋敷林を有する農地・集落は、農家にとっての営農の場や生活の場であるとともに、町の原風景であることから、これらの田園風景を保全活用する景観づくりを推進する。 ・水辺を活かした景観の形成：荒川、市野川、横見川、農業用水路については、河川敷や緑と歴史の軸を含めた身近に親しめる水辺景観づくりを推進する。 ・緑豊かな丘陵部の景観の形成：県立比企丘陵自然公園に指定されている西部丘陵地は、緑豊かな自然景観や歴史的景観の保全を図る。		

策定年月:平成 16 年 3 月

■環境保全の基本方針

1. 自然環境の保全

- ・ 比企丘陵に多く位置する雑木林や広葉樹林といった緑地や、荒川・市野川等の河川やため池といった水環境が多く存在する
- ・ 山地や雑木林などの緑地や、河川・ため池などの水辺空間など、身近な自然環境の保全を重視する
- ・ 農地や屋敷林など「二次的自然」についても保全を進めていく

2. 農村景観の保全

- ・ 集落地、農地、雑木林・屋敷林などの緑地によって良好な農村環境が創出されている。
- ・ 地域の農村環境の保全を図っていく

3. 地域の伝統・文化の継承

- ・ 農村地域の歴史的資源、文化を保存・継承することによる、ふるさととしての農村の創造が求められる
- ・ これらの資源を保全し、地域環境の保全につなげる

4. 環境に優しい農業の推進

- ・ 多面的機能に配慮した農地保全を進める
- ・ 環境に配慮した農業手法「環境保全型農業」の導入を進める



■ 川島町の概要

埼玉県中央の荒川右岸に位置し、北は市野川、東は荒川、南は入間川、西は越辺川と、まさに“川に囲まれた島”そのものの町といえる。江戸時代になると川越藩の支配の中で農業生産が高まったが、反面、荒川の流れを現在の場所に変えたことで、たびたび水害に悩まされるようになった。その後、時代が進むにつれ、河川改修や堤防の築造によって徐々に水害を克服してきた。現在、圏央道川島インターチェンジの開通に伴い、インター周辺整備が進み町は変革のときを迎えている。



写真：荒川太郎右衛門自然再生地

次ページに、川島町の行政計画に示されているまちづくりの方向性について、計画概要を整理する。

表 2-1-16 川島町の基礎データ

人 口	市町域面積	農 地（市町全域）			森林（市町全域）	
（人）	（ha）	農地面積 （ha）	水田面積 （ha）	水田割合 （％）	森林面積 （ha）	割合 （％）
22,368	4,172	2,150	1,670	40.0	-	-

産業構造の割合				年間予算	備考 市町村合併などの経緯・予定
全就業者数 （人）	1 次 （％）	2 次 （％）	3 次 （％）	（百万円）	
12,109	8.8	35.6	53.9	11,365	平成 22 年 3 月 23 日に加須市、騎西町、北川辺町、大利根町が合併し新加須市となる予定

新・川島町総合振興計画

策定年月：平成 18 年 3 月

対象期間：(前期)18～21 年度、(中期)21～24 年度、(後期)24～27 年度

■まちづくりの基本理念：水と緑を大切に、新たな出会いを創るまちづくり

■土地利用方針

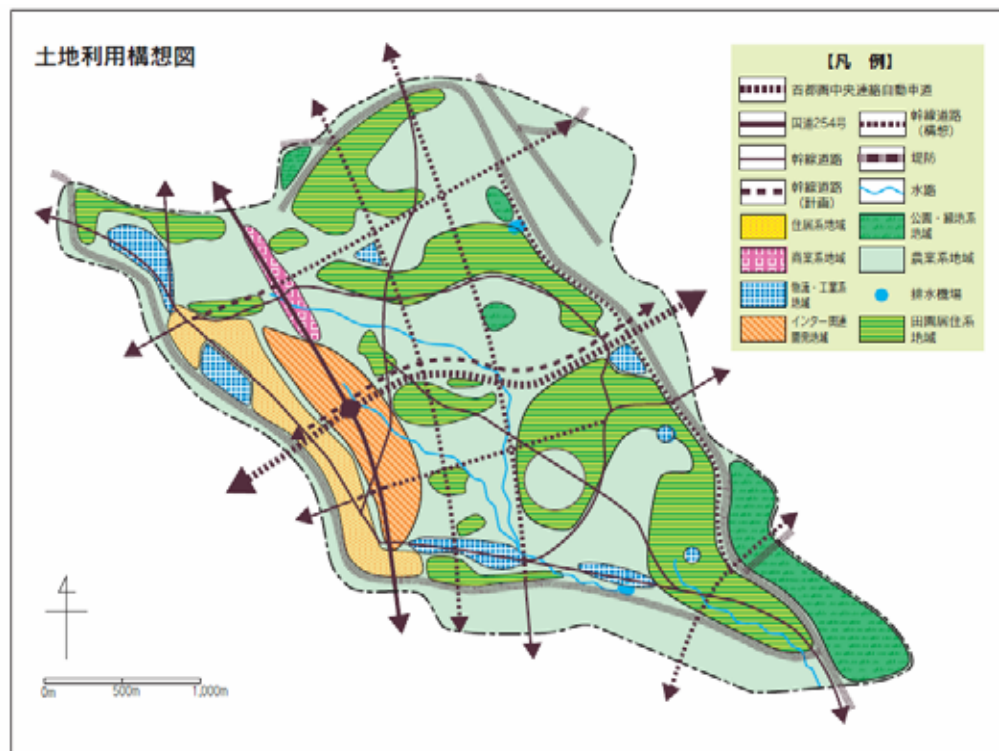
・公園・緑地系地域：平成の森公園は、周辺のコミュニティ施設や社会教育施設などと一体的な整備を図ることで総合公園の形成を図り、町のシンボルとなる公園とする。公園については、既存の公園の充実を図るとともに、町内にある川や池沼を活用した公園などの整備を図る。地域の公園は、地元へ管理を移し、身近で親しめる地元の公園として積極的な利用促進を図る。また、緑地については、既存の緑地の保全に努めるとともに、新たな開発区域は緑地の確保を図る。

・河川：四方を囲む河川空間は、本町の貴重な自然環境であることから、国や県との連携を図りながら、河川改修を促進するとともに親水空間としての活用も図っていく。また、流域の水質の保全を図るため、関係市町村と連携を図りながら、町民参加による環境保全運動を推進する。

■基本計画

・自然環境の保全：本町の豊かな自然環境を保全・創造していくため、自然環境全般にわたる保全対策の計画的な推進を図る。また、多自然型川づくりや親水公園の整備など、人と自然にやさしい水と緑のネットワークづくりを推進する。

・田園環境の維持・保全：良好な環境や生活文化を保全するため、道路、排水などの整備や屋敷林や生け垣の保全、地域コミュニティの育成を図る。また、保水機能や豊かな田園景観の要素として多様な機能を持つ農地の保全に努める。



川島町都市計画マスタープラン

平成 19 年 3 月策定、

計画期間:平成 13 年度～平成 32 年度

■基本方針:自然を創造するまちづくり

四方を囲む河川をはじめとした自然環境は、田園風景とともに川島町原風景であり、首都圏に残された貴重な財産として将来へと継承していく。

■将来のまちの構造

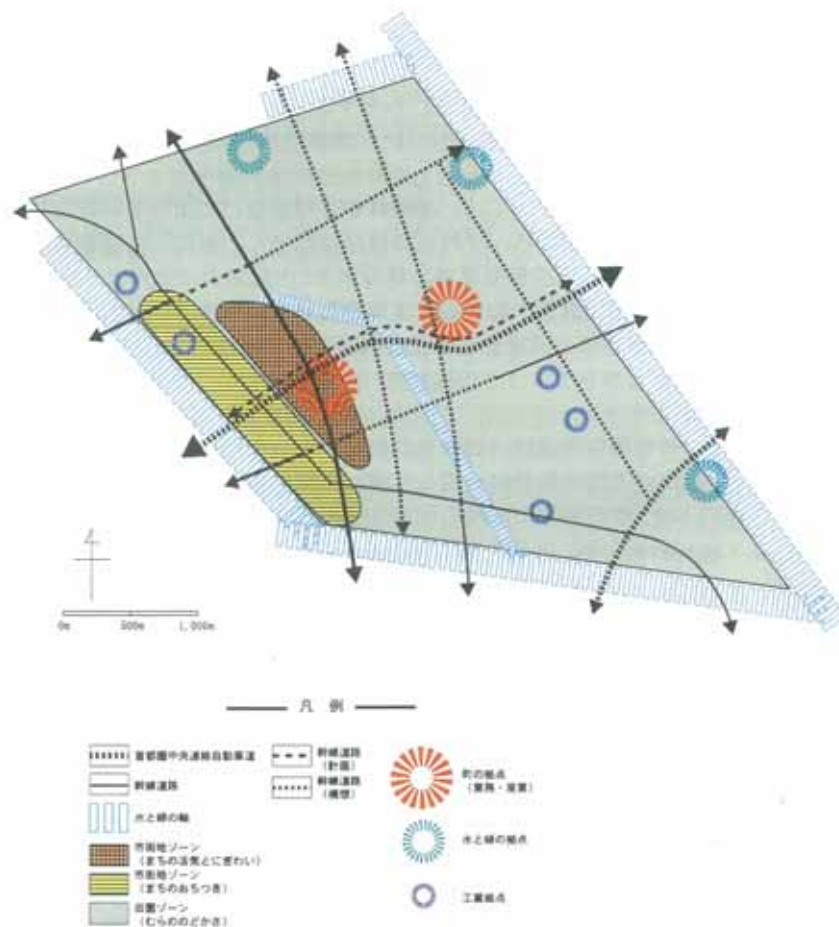
水と緑の拠点：荒川河川敷を活用したビオトープによる緑地の保全、平成の森公園、西近隣公園および梅ノ木・古凍貯水池などの活用による水と緑の拠点作りを推進する。

■水と緑の整備方針

- ・ 四方を取り囲む河川を町の誇れる特徴として大切にしていく
- ・ 広大な自然環境の中にビオトープや親水空間など、憩いの場を整備する
- ・ 町民の原風景として大切な農用地や農村集落の保全を図る

■まちづくりの重点推進地区の検討

・ ビオトープの整備促進：荒川河川敷を活用するビオトープは、豊かな自然環境を保全しつつ都市住民に自然学習の場を提供するものであり、その早期整備を関係機関に要請していく。また入間川河川敷国有地の有効利用と緑地の保全を図り、民間飛行場を含めて、町独自の関わり方を研究するとともに、農業と連携したまちづくりを推進する。



対象エリアへのアクセスと主な集客施設

対象エリアへの首都圏からのアクセスと、今後の地域振興・経済活性化の取組の際に、情報発信、商品等の販売、イベントの開催等の様々な場面で拠点となりうる施設について以下に整理する。

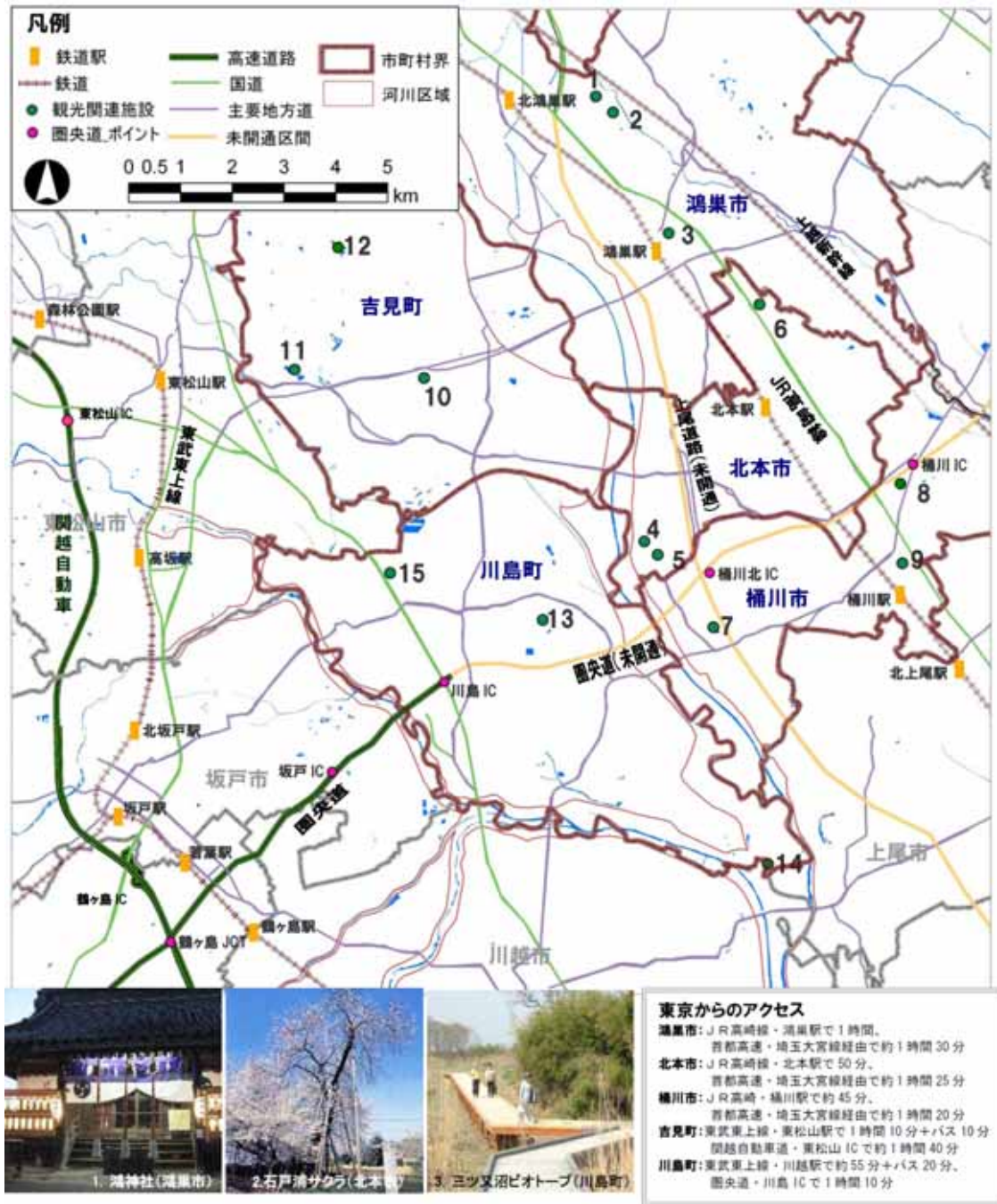


図 2-1-15 エリア内の主な集客施設と主要アクセス (図内の数字は次ページの施設一覧に対応)

表 2-1-17 エリア内の主な集客施設とその概要

	施設名称	自治体	概要
1	こうのとり四季彩ファーム	鴻巣市	農作業体験や地域の農家との交流を通じて自然とふれあうことのできる場として、市が運営する 1.7ha の市民農園。215 区画の貸し農園や体験学習のための水田、果樹園などがある。
2	鴻巣市農産物直売所「バンジーハウス」	鴻巣市	全国有数の花のまち鴻巣の主産地区内フラワー通り沿いにある園芸店・農産物直売所。隣接する「地産地食堂てらや」では地産地消を進め、地元産小麦粉を原料とした「鴻巣うどん」が好評。
3	鴻神社	鴻巣市	鴻巣の地名の由来となった「こうのとり伝説」の残る神社。毎年 12 月 4 日には、酉の市が行われ出店が並び賑わう。
4	県立「北本自然観察公園」	北本市	里山の自然環境を残し、隣接する「荒川ビオトープ」とともに、野生の生きものの生息場所、来園者が自然とふれあえる場として整備された自然学習拠点。年間を通じて、自然観察イベントや、体験プログラムなどを実施し、市内はもとより県内外から多くの来訪者がある。
5	東光寺	北本市	まちの個性のひとつとして PR している国指定天然記念物の「石戸浦サクラ」が敷地内にあり、桜の季節には多くの鑑賞客が集まる。
6	地場物産館「桜国屋」	北本市	生産者と消費者のふれあい、地産地消の推進を目的に平成 15 年に開設された直売所。市内の 150 名を超える生産者が出荷し地区内で生産された新鮮な野菜・果実、加工品を販売。
7	城山公園	桶川市	武蔵野の雑木林をイメージして植栽・整備された 10.3ha の総合公園。春には、300 本以上の桜が咲き多くの花見客で賑わう。
8	べに花ふるさと館	桶川市	明治時代の建物を改造して作られた地域交流施設。母屋には、そば打ちや木工、工芸などの体験ができる工房、茶房があり、広場ではフリーマーケット等のイベントを開催し賑わいがある。入口の長屋門には生ゴミ堆肥を使用した直営農園や、市内の農家による減農薬の特別栽培農産物が販売されている直売所もある。
9	中山道宿場館	桶川市	桶川市内の散策コースや文化財、中山道に関する情報の発信や案内をしている休憩所。通り沿いは桶川宿の宿場時代の面影が残る蔵造りの建物が残り人気のある散策コースとなっている。
10	道の駅「いちごの里よしみ」	吉見町	平成 17 年 4 月に開駅した道の駅。まちの特産品であるいちご狩りの体験ができる他、地元 JA の農産物直売所、地域の材料で作った加工品販売などがあり、年間 100 万人が訪れる。
11	大沼(百穴湖)	吉見町	「比企丘陵自然公園」の東端に位置する農業用のため池。町内に多く残るため池の中でも最大のもので、秋の紅葉や四季を通じた野鳥観察のスポットとなっている。特に、冬は多くのカモが飛来し双眼鏡やカメラを手にしたバードウォッチャーで賑わう。
12	八丁湖	吉見町	農業用のため池。なだらかな山に囲まれ、桜、紅葉など四季を通じて楽しむことができる。周囲の遊歩道はジョギングする人たちが散歩客で賑わう。湖畔には横穴遺跡が 散在する。
13	平成の森公園	川島町	町の中央に位置し、四方を川に囲まれた川島町をイメージして、住民からのアイディアにより作り上げられた 8.4ha の公園。周辺に広がる水田と一体感があり、バラ園や菖蒲園、アスレチック広場などが整備され、休日に家族連れでにぎわう。
14	三ツ又沼ビオトープ	川島町	旧荒川と入間川の合流点に、国交省によって整備されたビオトープ。市民団体による管理作業や自然観察会などのイベントが開催されている。地域の小学校の環境教育の場と活用されるなど、地域に根付いた水辺のビオトープとなっている。
15	川島町農産物直売所「いこいの広場」	川島町	減農薬・低化学肥料で育てたブランド米「川越藩のお蔵米」や地域の新鮮野菜が手に入る直売所。地域の主婦層に人気で、県下でも上位の売上をあげている。

対象エリアで進行している主要な事業

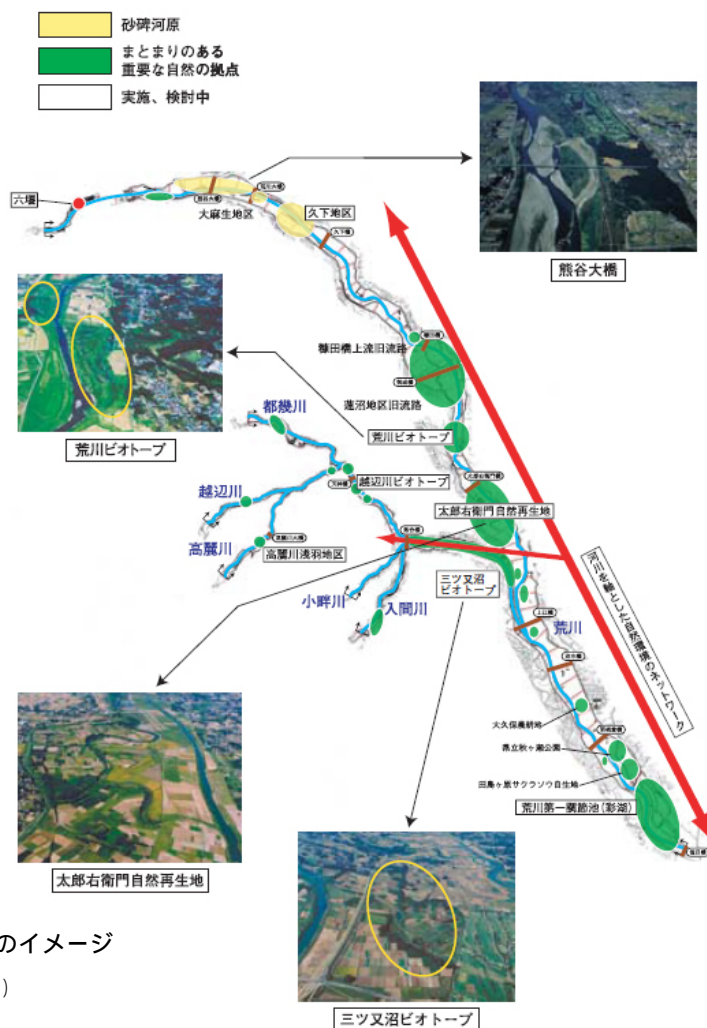
対象エリアにおいて、コウノトリ・トキの野生復帰を通じた地域振興・経済活性化策を検討する際、対象エリアを特徴づけ、かつ、多様な主体の連携が図られて取り組んでいる、既存の主要な事業・活動について、以下に整理する。

荒川流域エコロジカル・ネットワーク計画の展開(荒川上流河川事務所)

荒川上流河川事務所では、荒川の持つ河川環境機能の維持・向上を図るために、「河川法改正」(平成9年)以前の平成6年から「越辺川天神橋下流ビオトープ」を皮切りに、「荒川ビオトープ」、「荒川第一調節池・自然保全ゾーン」、「三ツ又沼ビオトープ」、「高麗川浅羽ビオトープ」等の本川・支川を対象に、生物多様性を改善する河川環境の保全と整備に取り組んできた。

- 荒川は、埼玉県西部の秩父山地に源を発し、県中央部を貫流し東京湾に注ぐ川で、埼玉県の自然や歴史・文化の形成に大きな役割を果たしてきた。また、鴻巣市～吉見町間の河川区域幅が全国一(2,537m)の例が示すように、広大な河川敷を有する特徴があり、堤内地には見られない旧流路、湿地、河畔林等の豊かな自然環境が現代に引き継がれてきた。

- 取組は、流域全体を視野に入れた「エコロジカル・ネットワーク形成プラン」に基づいて実施されており、現在は位置的にも機能的にもネットワークの“核”に位置づけられると共に、自然再生推進法に基づく全国第1号事業地となった「荒川太郎右衛門地区自然再生事業」(約400ha)が推進されている。



エコロジカル・ネットワークのイメージ

(図の出典:荒川上流河川事務所HP)

圏央道・上尾道路の整備によるアクセスの改善(大宮国道事務所)

●圏央道

- ・ 都心から半径約 40～60km の主要都市を環状に結ぶ高規格幹線道路。関越道・東名高速・中央道等と結ばれることで、東京を始め各地方への交通アクセスが飛躍的に改善。
- ・ 平成 20 年 3 月に、「川島インターチェンジ」まで開通・供用。現在、東に向かって工事中で、平成 22 年 3 月に「桶川北本インターチェンジ」まで開通予定。

●上尾道路

- ・ さいたま市の新大宮バイパス IC を起点に、上尾市・桶川市・北本市・鴻巣市に至る延長 20.1km の一般国道 17 号のバイパス。東京からの新たな南北交通軸の大動脈となる。
- ・ 圏央道とは、「桶川北本インターチェンジ」により東西軸と南北軸の主要道路網が結ばれる。現在、上尾市内で一部供用された他は、工事が北進中。

大型道路の建設と生物多様性の確保には調整が求められるが、地域振興の点からは十分な環境対策の実施のもとに早期の整備が望まれる。



道路位置図

各自治体内での既存の取組

対象エリアにおいて、コウノトリ・トキの野生復帰を通じた地域振興・経済活性化策を検討する際、各自治体内で、既に取り組んでおり、今後の野生復帰プロジェクトの際に連携することが望ましいと考えられる以下の取組について概要を整理する。

表 2-1-18 各自治体内での連携が考えられる既存の取組

	取組	活動拠点	主体
1	コウノトリをシンボルとした地域おこし	鴻巣市	鴻巣市 鴻巣市観光協会他
2	環境学習拠点・北本自然観察公園	北本市	埼玉県
3	食文化を活かした地域活性化	川島町	川島町

1. コウノトリをシンボルとした地域おこし			
取組地	鴻巣市	取組主体	鴻巣市、鴻巣市観光協会他
取組概要	「鴻巣」という市名の通り、市内にはコウノトリが大蛇を退治した伝説を持つ鴻神社があり、毎年秋の「おおとりまつり」ではこうのとりのパレードも行われるなど、コウノトリとの係わりのある文化が根付いている。 JR 鴻巣駅前にはコウノトリの巣塔モニュメント、商店街にはコウノトリのデザインが各所にあり、名前を冠した菓子や米・うどん等も販売されている。観光協会有志「こうのとりを育む会」によりコウノトリを羽ばたかせるための署名運動も行われるなど、コウノトリをシンボルとした地域おこしの取組が既に始まっている。  おおとりまつり  鴻神社  JR 鴻巣駅前のモニュメント		

2. 環境学習拠点・北本自然観察公園

取組地	北本市	取組主体	埼玉県
取組概要	埼玉県の「里地里山」の自然環境を残しながら、野生の生きものがくらしやすく、来園される方が自然に親しめるよう整えられた公園。荒川流域の水と緑のネットワークの拠点、自然を活かしたまちづくりの核にもなっている。 サシバやキツネを「目標種」とし、それらが繁殖できる環境が保たれるよう、ボランティアと自然学習指導員が力を合わせて公園の管理を進めており、埼玉県自然学習センターには、自然学習指導員が常駐しており、展示解説や質問、相談を受け付けている。小中学校等の環境学習の対応、観察会などイベントの運営も行っている。		
	 		

3. 食文化を活かした地域活性化

取組地	川島町	取組主体	川島町商工会
取組概要	四方を川に囲まれ、川の氾濫が平坦で肥沃な土壌をもたらしたことから、一大穀倉地帯として発展し、地域固有の「すったて」や「川島呉汁」等の独自の食文化が代々農家で受け継がれていた。しかし、核家族化や人口流入により失われつつあることから、商工会が食文化の継承と地域活性化のため、地域内のうどん店を中心に取扱を発案。現在では賛同した店舗が夏に「すったて」冬に「呉汁」を提供し地域独自のB級グルメとして注目を集めている。また、町南西部の越辺川が近年「ハクチョウ越冬地」にもなり、東京から最も近いハクチョウ渡来地として多くの見学者が訪れる名所となっている。		
	 		
	渡来したハクチョウ(出典:川島町HP) 「すったて」(出典:川島町HP)		

対象エリア内で活動する市民団体

対象エリアにおいて、地域振興・経済活性化に限らず、野生復帰プロジェクト推進のための社会環境づくりをしていく際に、市民の取組参加を促す入口とするために連携していくことが望ましい団体について、以下に整理する。

表 2-1-19 活動団体の一覧

No	団体名	活動目的・概要	主な活動場所
	鴻巣の環境を考える会	元荒川をきれいにする取組や、鴻巣市内の生きもの自然観察会の開催のほか、地球環境に関する普及啓発等。	鴻巣市 元荒川
	(財)埼玉県生態系保護協会鴻巣支部	荒川河川敷旧流路地区をはじめ、鴻巣市内の自然環境の保全・再生、創出に向けた市民・行政への普及啓発活動を推進。	鴻巣市
	鴻巣市観光協会 こうのとり部会	鴻巣市にゆかりのあるコウノトリを市内で育てて自然放鳥し、まちづくりのシンボルにすることを目標に活動。有志が「こうのとりを育む会」を結成し、署名運動による市民への普及啓発活動を展開。	鴻巣市
	鴻巣市商工会 JA鴻巣市	コウノトリ伝説米のPR、販売を推進。 ブランド米「こうのとり伝説米」(特別栽培認証を取得した、高品質な「彩のかがやき」)	鴻巣市
	北本里山の会	里山の保全・管理やトンボ公園の整備活動を展開。法定外公共物である青道(里道)、赤道(里川)の整備も進め遊歩道化を図り、緑のネットワーク化を推進。	北本市高尾4丁目 <通称とんぼ公園> 北本市高尾9丁目 <天王ヤマ> 等
	(財)埼玉県生態系保護協会北本桶川支部	高尾宮岡の景観地をはじめ、北本・桶川両市内の自然環境の保全、再生、創出に向けた市民・行政への普及啓発活動を推進。	北本市・桶川市
	桶川市 篠津川辺保全隊	地域全体で田畑、用排水路や農道を保全するための活動組織を設立。田園空間を基調として農地、農業用排水路の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図り、農村コミュニティ活動の復活・活性化を目指す。【農水省農地・水・環境保全向上対策事業地】	桶川市 篠津川辺地区 (水田12.0ha、 畑5.0ha)

No	団体名	活動目的・概要	主な活動場所
	吉見町 江口集落	地域全体で水路やため池を保全し、景観植物の植栽や、排水路法面の保護を図るとともに景観に配慮した取組を行う活動組織を設立。地域住民と連携し、環境保全向上に努める。【農水省 農地・水・環境保全向上対策事業地】	吉見町 西吉見南部地区 (水田41.9ha、 畑6.5ha、 ため池1箇所)
	NPO法人 川島ネイチャークラブ	川島町の自然環境の保全、河川の水質調査、生態系調査、自然環境学習及び自然を利用した循環型地域社会の継続維持活動などに関する事業を実施。	川島町周辺
	川島町の自然を守り 育む会	荒川、入間川、越辺川、市野川に囲まれた川島町の自然と歴史を活かしたまちづくりを提言。越辺川や入間川のビオトープや自然再生の普及啓発、環境管理活動を実施。	川島町
	NPO法人 荒川の自然を守る会	子どもの頃に愛し親しんだ荒川の自然を守り子どもたちに伝えるため、荒川の三ツ又沼ビオトープ、太郎右衛門自然再生事業、入間川堤防対策等の対応に取り組む。	荒川流域 周辺市町
	NPO法人 荒川流域ネットワーク	「清流を蘇らせよう!」、「あなたの家も水源地」、「絶滅危惧種ミズガキ復活運動」、「木遣い文化運動」、「エコ・プライド」を持って流域経営・国土保全を!」の5つのミッションの元に、荒川とその支流を対象に活動するネットワーク組織。	荒川および支流
	NPO法人 エンハンスネイチャー 荒川・江川	三ツ又沼ビオトープ等の旧流路におよび支流を含む荒川流域並びに江川流域におけるビオトープの保全・再生・創出・維持管理の実践活動を推進。	荒川中流域 入間川 江川
	(財)埼玉県生態系 保護協会	荒川を軸とする埼玉県内のエコロジカル・ネットワーク化を推進。埼玉県自然学習センター、北本自然観察公園、荒川大麻生公園を指定管理者として管理・運営。	埼玉県全域